

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第 5 号>

平成30年第 3 回沖縄県議会（2 月定例会）

平成30年 3 月 20 日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録＜第 5 号＞

開会の日時

年月日 平成30年 3 月 20 日 火曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 4 時28分

場 所

第 3 委員会室

議 題

- | | | |
|----|----------|----------------------------|
| 1 | 乙第 9 号議案 | 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例 |
| 2 | 乙第10号議案 | 沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例 |
| 3 | 乙第42号議案 | 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例 |
| 4 | 乙第43号議案 | 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 |
| 5 | 乙第44号議案 | 沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例 |
| 6 | 乙第45号議案 | 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例 |
| 7 | 乙第49号議案 | 工事請負契約について |
| 8 | 乙第50号議案 | 工事請負契約について |
| 9 | 乙第51号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 10 | 乙第52号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 11 | 乙第53号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 12 | 乙第54号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 13 | 乙第55号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 14 | 乙第56号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 15 | 乙第57号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 16 | 乙第58号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 17 | 乙第59号議案 | 財産の取得について |

- 18 乙第61号議案 訴えの提起について
- 19 請願平成29年第5号、陳情平成28年第45号の4、同第76号、同第89号の4、同第106号、同第107号、同第115号、同第160号、同第169号、陳情平成29年第3号の4、同第9号、同第11号、同第12号の2、同第20号の3、同第21号、同第38号、同第46号の4、同第56号、同第61号、同第64号、同第69号、同第78号、同第80号、同第83号、同第91号の3、同第92号の3、同第94号の4、同第95号、同第98号、同第102号、同第108号、同第109号の2、同第113号、同第122号、同第124号、同第132号、同第145号、同第149号、同第150号、同第151号、陳情第6号、第17号、第21号の2、第23号、第25号、第29号、第30号及び第31号
- 20 乙第20号議案に対する継続審査を求める動議（追加議題）
- 21 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	新垣清涼君
副委員長	照屋大河君
委員	座波一君
委員	具志堅透君
委員	座喜味一幸君
委員	仲村未央さん
委員	崎山嗣幸君
委員	上原正次君
委員	赤嶺昇君
委員	玉城武光君
委員	糸洲朝則君

委員外議員 なし

欠席委員

翁長政俊君

説明のため出席した者の職・氏名

環	境	部	長	大	浜	浩	志	君									
環	境	部	参	事	謝	名	堂	聡	君								
環	境	政	策	課	長	石	垣	永	浩	君							
環	境	政	策	課	副	参	事	桑	江	隆	君						
環	境	保	全	課	長	仲	宗	根	一	哉	君						
環	境	整	備	課	長	松	田			了	君						
自	然	保	護	課	長	金	城			賢	君						
環	境	再	生	課	長	安	里			修	君						
子	ど	も	生	活	福	祉	部										
平	和	援	護	・	男	女	参	画	課	副	参	事	中	里	智	子	さん

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第9号議案、乙第10号議案、乙第42号議案から乙第45号議案まで、乙第49号議案から乙第59号議案まで及び乙第61号議案の18件、請願平成29年第5号、陳情平成28年第45号の4外46件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第9号議案沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境部長の説明を求めます。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 環境部所管の条例議案について、お手元の資料1、土木環境委員会議案説明資料により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

乙第9号議案沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案提出の理由としましては、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するため、一定規模以上の土地の造成を伴う事業に条例の規定を適用するとともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染につ

いても環境影響評価を行うこととする等の必要があるため、条例を改正するものであります。

議案の概要としましては、1、対象事業に土地の造成を伴う事業を追加する。2、環境影響評価法の一部が改正され、放射性物質の適用除外規定が削除されたことから条例も適用除外規定を削除する。3、その他字句の整理を行う。4、条例の施行期日は、平成30年10月1日。5、経過措置として、施行日までに許可等を受けている事業等は適用しないとしております。

2ページをごらんください。

2ページから4ページまでが、条例案となっております。

そのほか、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○石垣永浩環境政策課長 説明資料1の1、1ページをお開きください。

初めに、環境影響評価制度の概要について御説明いたします。

資料の右側の中段、環境影響評価制度の概要と記載した欄をごらんください。環境影響評価制度は、事業者による環境配慮を、住民等や知事の意見を聞く手続によって確保する制度でございます。そのため、事業の許可を判断する制度ではなく、環境に関する情報交流を目的とした手続を定めた制度でございます。

また、同制度は環境の保全を図る上で極めて重要なものであり、県では平成13年11月に沖縄県環境影響評価条例を全面施行し、これまでに同条例に基づき、環境影響評価の手続が実施されてきております。

続きまして、概要図の左側、現行と記載した欄をごらんください。

現行の環境影響評価条例では、大規模な土地造成を伴う開発事業であるゴルフ場の新設の事業などについては、対象事業種に該当するため、環境影響評価手続が実施されているところですが、太陽光発電事業や大学の新設などについては対象事業種になっておらず、同様の規模でも環境影響評価手続の対象とはなっていないところです。そのため、課題としましては面的開発事業による環境への影響は、いずれの事業種であっても同等であるにもかかわらず、事業種によって環境影響評価条例の対象とならない事業があり、事業間の公平性が保たれていないという状況がありました。

続いて、概要図の中央、改正後の欄をごらんください。

今回の条例改正では、こうした一定規模以上の土地の造成を伴う事業の実施により、貴重な動植物や景観等へ著しい影響が懸念されることなどから、本県の豊かな自然環境を保全し、適正な配慮がなされることを確保するため、条例の対象事業に土地の造成を伴う事業を追加すること等を行うものです。

改正の効果としましては、事業の種類にかかわらず、規模が大きい面的開発事業が環境影響評価手続の対象となるため、事業間の公平性が保たれ、さらにはより環境へ配慮した事業計画が作り上げられることが期待されます。

そのほかの改正としまして、放射性物質に係る適用除外規定の削除については、環境影響評価法の一部が改正されたことに伴い、放射性物質による大気の汚染等についても環境影響評価を行うことになっており、法との整合を図るため、条例においても放射性物質による大気の汚染等について環境影響評価が行える改正内容となっております。

次に、その他字句の修正については、改正内容に対応するための整理及びその他字句の修正を行っております。

続きまして、2ページをごらんください。

条例の新旧対照表となっております、右側が現行、左側が改正案となっております。

3ページをごらんください。

右側に（１）、（２）とありますが、こちらは第２条第２項の第１号、第２号です。

その次に第３号及び第４号を加えることとしております。

6ページをごらんください。

第60条の見出しを適用除外に改め、同条第１項を削ることとしております。また、その他所要の改正を行っております。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長及び環境政策課長の説明は終わりました。

これより、乙第９号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 環境影響評価条例の改正について、環境を保全するという趣旨におきましては理解するものの、その内容においてはなかなか理解しがたいところがあるわけです。具体的に一つずつ聞いていきたいと思いますが、まず、土地の造成の定義について確認しておきたいと思います。

○桑江隆環境政策課副参事 土地の造成とは、切り土、盛り土などによって土地を造成しまして、それによって用地を得るような行為ということで定義しております。

○座波一委員 それならば、この部分が環境に与える部分だと解釈できるのですが、これを土地の造成事業と位置づけなかったのはなぜですか。土地の造成を伴うということにどういう意味があるのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 土地の造成事業とした場合に、土地の造成事業のほうが目的になりまして、今回の経緯であります太陽光発電や大学院大学の設置の事業は、例えば、太陽光発電事業ということで対象にならないことがあります。それで、太陽光発電事業など、工作物の設置事業によっても土地の造成を伴えば同じように影響があるということで、今回の対象事業種として行っているところでございます。

○座波一委員 それでは、土地造成が伴っても、19ヘクタールの広さであれば該当しないということですか。

○桑江隆環境政策課副参事 施工区域は20ヘクタール以上ということで、今回、提案させていただいておりますので、19ヘクタールが施工区域ということであれば、今回の対象にはならないということになるかと思えます。

○大浜浩志環境部長 それから、自然公園などの特別配慮地域につきましては2分の1となりますので、その公園区域の中で行われるものについては10ヘクタール以上のものが対象事業となるという条例改正案でございます。

○座波一委員 これが特別配慮地域であるとは言っていない。ただ、造成を伴う事業として、19ヘクタールの区域の中で19ヘクタールに近い造成事業があっても対象にならないということですか。

○大浜浩志環境部長 施工区域が19ヘクタールという規模につきましては条例の対象外と考えております。

○座波一委員 そうであれば、環境保全の趣旨から言うと、むしろ甘いのではないですか。極端なことを言うと、20ヘクタール以上の施工区域であれば、1

ヘクタールでも造成すれば該当するのでしょうか。逆に、施工区域が19ヘクタール以下で、造成部分が19ヘクタールあっても該当しないということですか。

○桑江隆環境政策課副参事 今回の条例の改正につきましては、施工区域という対象事業区域を規定しておりまして、例えば、造成する面積、切り土、盛り土の面積のほかに、作業ヤードなども含んだところを施工区域としておりまして、その区域が20ヘクタール以上であれば対象になると規定しております。これにつきましては、同じような面的事業であります土地区画整理事業やゴルフ場の面積も同様な形で規定しておりまして、ゴルフ場でしたら、フェアウェイやグリーンなどについては切り土、盛り土が発生するのですが、それ以外の谷部についても同じように施工区域という形で規定しております。

○座波一委員 その説明は理解しています。環境保全の目的であるというならば、土地造成工事として位置づけて、その広さで規制すべきではないかと思うのです。それを伴うということを入れて、一部分がそうであっても施工区域が20ヘクタール以上あれば該当するという考えが、逆に言えば、造成部分の広さを問わないという規制の仕方なのですか。

○大浜浩志環境部長 施工区域が20ヘクタール以下である場合は対象ではありません。施工区域が20ヘクタールで、1ヘクタールを造成する事業についても、条例の対象だということです。土地造成事業という形になると、環境影響評価の場合は造成をただけで終わるわけです。上物として建物をつくるものについて環境アセスをしていただくために、土地の造成を伴う事業ということにしているわけです。ですから、我々としては1ヘクタールだけ造成をし、建物を建てて、後は何もしないという事業は、想定していないということです。

○座波一委員 ですから、19ヘクタール以内の対象外の区域の中で、仮に10ヘクタール、あるいは19ヘクタール造成する場合は該当するのでしょうか。

○大浜浩志環境部長 該当しません。

○座波一委員 ですから、自然を守るという意味では、環境アセスがいらぬ—19ヘクタール以下であれば、造成工事が広くても該当しないということでしょう。

○大浜浩志環境部長 そのとおり、対象事業ではないと理解しております。

○座波一委員 この部分にも一つの問題があるのではないかという意味での質疑です。それから特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更も対象になると聞いています。特定の目的とはどういうことなのか。

○桑江隆環境政策課副参事 これにつきましては、今回の改正だけではなく、環境影響評価法、もしくは環境影響評価条例全体の考え方で、例えば、土地が少し連続していないようなところでも一連の目的のための事業であれば対象事業になるということで、これまでも整理をしております。科学技術大学院大学であれば、学校が設置されている場所のほかに少し離れたところに施設がありますが、一連のものについては同じように影響を与えるだろうということから対象になるということです。

○座波一委員 特定の目的とは、具体的に言えば科学技術大学院大学と、あとはどういうケースですか。

○桑江隆環境政策課副参事 環境アセスは基本的に事業者が行いますので、事業者が太陽光発電を設置したいということで、特定の目的—太陽光発電のために一連の土地を改変するということであれば該当するということです。

○座波一委員 民間は、ある目的を持って土地を確保して、開発をするという意図があり、特定の目的を持っているわけです。皆さんはそれを想定してこれに入れないと。環境アセスがかかると、土地を買う予定すら立たない。環境アセスがかかるか、かからないかも重要なのです。そのようにぼやかしたような表現は、経済活動に大変影響があるのではないですか。それを明確にする必要があるのではないですか。

○大浜浩志環境部長 これは、法もそうですが、条例第2条の定義で事業とは、特定の目的のために行われる一部の土地の形状の変更、並びに工作物新設及び増改築をいう。その実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ環境影響評価を行うということになっておりますので、そういう意味からすると、一業者がAというところで開発を予定していると。隣にBがあつて、これも同じような事業ということであれば、ここまで含めて事業ではないかという定義になっていると考えております。

○座波一委員 範囲の問題ではなく、特定の目的を達成するということについて、ある程度、民間あるいは事業者が理解できるような説明をしないと、この意味が全く予想がつかないということになりかねない懸念があるわけです。

○石垣永浩環境政策課長 現行の対象事業として1から20まで定められておりまして、道路やダム、ゴルフ場、スポーツレクリエーション施設など、そういった事業を20という形で限定して、別表で列挙しておりました。ただ、先ほど申し上げましたように、太陽光発電事業や学校、大学の新設など、同じく環境への影響が大きいにもかかわらず対象にならないということがありました。そういった事例も含めて、ある特定のために得る用地ということで、今回の土地の造成を伴う事業ということで定めたものでございます。

○座波一委員 まだまだ理解できません。特定の目的を達成するための造成を伴う事業の一環として、電気、ガス、水道等、地中埋設物の設置における掘削、埋め戻しなども20ヘクタール以上あれば対象になるということです。ですから、特定の目的というのがわからなければ、電気、ガス、水道とは何ですか。

○桑江隆環境政策課副参事 先ほど、土地の造成の事業の定義を説明いたしましたが、土地の造成の事業とは、造成によって用地を得るような行為ということで、例えば、配水管や電気の設置は用地を得るための行為ではありませんので、それについては対象事業にならないと。ほかには支障除去措置、返還跡地に伴って支障除去措置が行われる場合については、支障を除去するための切り土、盛り土の行為なので、それについても用地を得るための行為ではないので、対象にはならないということで整理しているところです。

○座波一委員 切り土、盛り土、埋め戻しも造成として見ているということなのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 切り土、盛り土を行って用地を得るような行為ということで整理させていただいております。ただ単に掘削を行って用地を得なければ、対象にはならないということでございます。

○座波一委員 切り土、盛り土というよりも、地中に埋設する電気、ガス、水道などのライフラインの整備についても、造成としてみなすと言っているわけ

ですよね。

○桑江隆環境政策課副参事 単なる切り土、盛り土ではなく、切り土、盛り土を行うことによって土地を得るような行為ということです。切り土、盛り土を行って太陽光発電をするための用地を得るような行為は土地の造成を伴う事業と定義しているところです。ですから、電気、水道管の配管などについては、それによって用地を得るというような行為ではありませんので、それについては対象にならないということで整理をしているところです。

○座波一委員 ただ、そこに特定の目的を達成するためということが入ってきたら該当するのでしょうか。

○桑江隆環境政策課副参事 特定の目的のために土地の造成を行うような事業—今回、条例の改正の契機になりました大学院大学事業があった場合、造成に伴って下水道工事なりがあるのであれば、付随する工事で対象になるということで定義しております。これについては、面的事業も同じような形で定義しておりますので、今回の条例改正に伴って新しい考え方を持ってきたということではありません。

○座波一委員 施工区域の定義についても疑問があるのですが、これも特定目的のために行う造成等々、道路工事などがある場合には個別具体的に判断すると。特定の定義がなく、施工区域の範囲が示されていないです。

○桑江隆環境政策課副参事 施工区域については、先ほども説明しましたように、造成面積を含んで、事業を行うために工事用道路が必要であったり、作業ヤードが必要であれば、特定の目的の工事を行うために必要な工事になりますので、それについては施工区域に含まれるという定義をしているところです。例えば、面的開発事業であります土地区画整理事業や、ゴルフ場の建設事業について、現在の条例も同じような考え方のもとで施工しております。事業者から施工区域がどこまでか聞きながら決めているところであり、これまでの条例と同じような考え方のもとで、今回の土地の造成を伴う事業についても施工していくということで、そういう表現になっております。

○座波一委員 個別具体的に判断という考えがあるわけですね。これは非常に理解しがたい。定義がないというやり方は、後々問題を起こすのではないかと

いう懸念があるのです。

○大浜浩志環境部長 施工区域や造成区域というのは、事業者が決めることです。ですから、事業者が20ヘクタール、18ヘクタールの施工区域だと言えば、そこが施工区域になるということでございます。それが20ヘクタール以上であれば、条例の対象だということです。あくまでも事業計画は、事業者が決めますので、事業者がこれを示すことが大事かと思っております。

○座波一委員 そこにも特定の目的のために行う造成、あるいは道路作業、その他造成に供するために必要な区域というのは個別具体的に判断しますと。頭に特定の目的というのが必ずつくのです。今の部長の答弁では、事業者の事業というのであれば、特定の目的はわかっているわけですか。

○大浜浩志環境部長 例えば、道路をつくる事業がありましたら、この道路に限っての話で、この道路から土地を確保して開発するものについては別の話で、道路事業としての目的に限られるということでございます。道路事業のほかに、土地区画整理事業をしたり、ホテルをつくることは、これとは対象が別だと理解していただければと思います。一連の土地造成の目的を達する事業ではないと思っております。

○座波一委員 私がこのような質疑をしているのは、曖昧な部分が見えるということとは当然なのですが、市町村や関係機関との調整の中でいろいろなやりとりがあったと思います。その中で、新聞でもありましたが、沖縄市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、宮古島市、石垣市、北中城村の7市村が都市政策を進める上で、今後、自治体としては大きな障害となるおそれがあると、懸念していると書かれています。環境部としては、どういう部分を市町村が懸念していると捉えていますか。

○桑江隆環境政策課副参事 今回の条例の改正にあわせて施行規則も改正したいということで意見照会を行っておりまして、豊見城市でしたら、施行規則の改正の部分について、開発区域はその周辺に緑地等が存在しない場合、現行どおりの対象面積とするということで、都市部または都市部周辺地域で原野、緑地等が存在しない場合は、施工区域の面積が30ヘクタール以上であるものという意見が出されております。これに対して、我々としましては、これまで都市部でも環境アセスの対象となっているような事業がありまして、そこにつま

しては絶滅危惧種を含む貴重な動植物が都市部においても確認されていると。逆に、都市部においては大気や騒音、振動による生活環境への影響が大きいということで、今回は30ヘクタールを20ヘクタールで行いたいという回答をしたところでございます。

○座波一委員 具体的に、どういうところを市町村は心配しているのかということですか。

○石垣永浩環境政策課長 今回の改正では土地の造成を伴う事業で、一般のところは20ヘクタール以上としております。あわせて、規則も改正を予定しております。その中で土地区画整理事業については、従来の30ヘクタールを20ヘクタールにしたいという改正の中身を各市町村に照会しました。その中で、委員がおっしゃるような市町村から意見等がございました。先ほど豊見城市の話がございましたが、ほかの市町村からも半数以上は土地区画整理事業等を行う上で、30ヘクタールを20ヘクタールにすると環境アセスの対象になって、事業がおくれてしまうことが懸念されるなどの意見がありました。

○座波一委員 パブリックコメントの内容を紹介してもらえませんか。

○桑江隆環境政策課副参事 パブリックコメントにつきましては、平成29年11月15日から12月14日まで意見募集を実施しておりまして、その際、4名から11件の意見が提出されております。主な意見の内容につきましては、改正案に賛成であるとか、軍事基地を対象事業に追加すること、事故等も含めて環境影響評価を実施することというような意見がございまして、事故時の対応についてはこれまでも環境影響評価条例の対象になっておりませんので、これについては難しいということ。また、軍事基地建設については、今後も含めて事業中において社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向を含めて検討はするということで、パブリックコメントの意見については今回の条例案の中に採用されたものはないということになっております。

○座波一委員 土木建築部からは具体的にどのような意見がありましたか。

○桑江隆環境政策課副参事 県庁内への意見照会につきましては、10月10日に環境部から意見照会を行いまして、土木建築部から10月24日に回答がありました。その内容につきましては、都市部における特異な生態系の維持については

理解できるものの、都市部と山間部を一体的な規模要件で規制するのは、計画的な土地利用の観点から不合理であると。規模要件について、市街化調整区域及び用途地域の指定のない区域についてのみ、20ヘクタールに改正し、市街化区域については現行の30ヘクタールを維持することを検討していただきたいという意見がありました。環境部から10月31日に、これまでも都市部においては絶滅危惧種を含む貴重な動植物が確認されていること、また、都市部においては大気、騒音、振動などの生活環境への影響が大きいということで、20ヘクタールで改正を行いたいという回答を行っております。

○座波一委員 先ほどの市町村からの意見、さらに、土木建築部からの意見等々も踏まえながら、今回の提案となっているわけです。さらに、民間団体である、例えば、宅建協会や建築業協会あたりでもこの問題について役員会で諮るとか、対応を協議しているという情報も入っています。ですから、今回、このような状況の中で提案されるということについて、まだまだ県民が納得できるものではないのではないかと私どもは考えているわけですが、そのような声があることに對して環境部はどう考えていますか。

○石垣永浩環境政策課長 今回の条例改正に当たりましては、条例制定時に環境審議会に審議していただきまして、その際、沖縄県特有の狭小性や島嶼性に伴う狭隘な土地でありますので、他府県よりも小さい形で設定するようにという意見もございました。先ほど来、お話が出ております大学院大学の事業が対象外であったり、太陽光発電事業も対象外であるということで、かねてより改正を検討していたところです。昨年10月に庁内で照会をしまして、11月に市町村等にも照会を行っているところです。11月8日に県内の市町村に意見照会し、2週間後の11月29日までに回答を求めたところですが、その中で期限内に意見があったのは豊見城市だけであったと。その後、年明けも含めて、先ほどおっしゃっていた7市村からの意見の提出がありました。県としては、条例の改正に当たり、庁内、国等の関係機関、市町村に対し意見照会を実施し、反映できる意見については適切に反映したものと考えております。今般の条例改正によって、より環境に配慮した事業が行われることになり、本県の自然環境の保全に資するものと考えております。

○座波一委員 反映できるものはどこに反映したのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 施行までの期間を1年間にしていきたいとい

う意見が沖縄防衛局、沖縄総合事務局からありまして、当初、施行までの経過措置を6カ月間としておりましたが、国等の事業につきましては許認可等がない場合があるということで、国等の事業、また、民間事業も含めて、条例の施行後6カ月を超えるまでに事業が実施されたものについては今回の条例の対象にはしないということで、条例の施行日を10月1日で提案し、実質、1年までに事業が実施されたものについては適用されないことで、意見を反映させております。

○座波一委員 施行期間だけですか。

○桑江隆環境政策課副参事 条例改正の目的などによって検討はしたのですが、これまでの条例や、環境影響評価法の考え方などを含めて検討した結果、今回、施行期間について反映したということになっております。

○座波一委員 先ほどから聞いていますが、市町村、あるいは業界団体が心配していることを受けて検討したことはないということなのです。はっきり言って、沖縄県の重大な課題である米軍基地の返還に伴う跡地利用の問題も十分絡んでいるわけです。こういったことは想定していますよね。7つの市村の中でも、そう思っているところが多いわけです。一日でも早く再開発したいという思いがあるにもかかわらず、返還されてもさらに環境アセスで二重、三重にもひっかかることを大変懸念しているのです。それを環境部はどのように考えているのか。これからの振興計画の妨げになるという心配に対して、どのような対応をしたのですか。

○石垣永浩環境政策課長 環境影響評価制度の目的は、先ほど来、御説明しておりますが、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境影響評価手続により住民等や関係機関の意見を聴取する手続を踏まえ、環境によりよい事業計画が作り上げられることによって、より円滑に事業が推進できるものと考えております。また、環境に配慮した事業を行うことが県土の持続的発展に資するものであると考えております。

○座波一委員 環境アセスによって、開発がおくれてもいいと判断したということですね。

○桑江隆環境政策課副参事 返還跡地の事業につきましては、例えば、現在、

行われております西普天間の住宅地の土地区画整理事業については対象になっているところですので、ですから、条例改正前においても対象になっておりますので、今後も同様な形で条例が適用されていくかと思えます。現在、返還が検討されている14事案1048ヘクタールのうち、今回、条例の改正によって対象になりますのが1事案、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区ということで、ほとんどの返還跡地については、仮に土地区画整理事業が行われる場合には既に条例の対象になっているところですので。また、移設場所については我々も情報がありませんので、今回、条例が改正されましたら対象となってくることもあろうかと思いますが、市町村もしくは地域の住民からしっかりと意見を聞くことによってよりよい事業計画ができていくのではないかと考えております。

○座波一委員 14事案が対象になっているのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 今、統合計画で返還が予定されているのが14事案の1048ヘクタールとなっております、その中で1事案だけが23ヘクタールということで、今後、土地区画整理事業については、規模が縮小されたときに対象になる可能性があるということでございます。それ以外については、対象にならないもの、もしくは条例改正前において既に対象になっているものという形になっております。

○座波一委員 いずれにしても、このように市町村が懸念しているということにつきましては、しっかり説明をして条例改正をしなければいけません。例えば、条例改正の中でこういう希望のある地域はなるべく30ヘクタールにしておくとか、地域の特色、特性を生かして取り入れることはあり得るのですか。米軍返還跡地を大きく抱えたところは外すとか、返還計画を優先させる、再開発を優先させるという発想はなかったのですか。

○石垣永浩環境政策課長 個別な例外規定は考えておりません。今回、改正になった場合には、今後も各市町村に丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 今のやりとりを聞いてもますますわかりづらいといえます

か、皆さんは条例改正の目的として環境云々という話をしているのですが、その目的は別にあるのではないかという思いさえしてきています。もう一つは、条例改正というものはきちんと基準を示して、この場合にはこうなるということにならないと、話し合いの中で判断するとか、誰が判断するのかというような曖昧な部分が多いような気がします。そこで、まず、条例改正の本来の目的は何ですか。

○桑江隆環境政策課副参事 これまでの条例では、対象事業種を20の事業種に規定しておりました。しかし、平成17年度の科学技術大学院大学の事業や太陽光発電の事業などについては開発面積が非常に大きく、それらについては景観や貴重動植物への影響も大きいため、事業種間に不均衡がありました。環境への影響が大きい事業—今回、土地の造成を伴う事業として定義させていただいておりますが、環境への影響が大きい事業を対象にしていきたいということで改正を提案しております。

○具志堅透委員 そこで、先ほどの議論になるのですが、環境への影響が大きい事業は20ヘクタール以上ということですか。

○桑江隆環境政策課副参事 施工区域ということで面積の規模要件を定めており、施工区域が20ヘクタール以上の事業については、今回の改正の対象になるということです。20ヘクタールの施工区域につきましては、同様な事業である土地区画整理事業やゴルフ場の建設の事業なども施工区域ということで規定しており、同様な考え方から今回の条例の改正についても施工区域ということで提案しております。

○具志堅透委員 環境への影響が大きい事業として、大学院大学を引き合いに出していろいろ言っているのですが、先ほどの議論で言うと20ヘクタールにひっかかったが、その中の1ヘクタールをさわるというものは対象になると。しかし、19ヘクタールを開発しても対象にならないと。これが非常に疑問で、環境に配慮しているのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 施工区域として規定されたということについては、先ほども説明しましたように、ただの面的開発事業との公平をとるためにということなのですが、開発区域が1ヘクタールということになりますと、例えば、施工区域が20ヘクタールで、開発区域1ヘクタールを行うことに伴って、

ほかの作業ヤードなども含まれてきますので、事業自体の規模が大きくなってくるといって、面的開発事業については施工区域ということで、これまではかの事業も同様な形で規定しておりますので、今回、同じような形で施工区域として提案したということになっております。

○具志堅透委員 皆さんは科学技術大学院大学を引き合いに出しながら、その公平性ということを行っているのですが、環境審議会からなぜ環境アセスにかからないのかという疑問があったのですか。あるいは、県民から何かあったのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 特にあったということではないのですが、環境部が事業が実施されるという相談を受けたときに、環境アセスの対象にはならないと。しかしながら、非常に大規模な土地の造成を行いまして、結果的に自主アセスを行うことによってかなりの貴重種などが確認されているのですが、一方で対象になるような事業があって、一方では条例の事業種にないので対象にならないということで、その辺で疑問が生じていたということです。

○具志堅透委員 それは、例えば、30ヘクタールから20ヘクタールにすることによって対象に入るという理解でいいのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 これについては、対象事業種として、一方では対象になって一方では対象にならないということで、疑問が生じていたということでございます。

○具志堅透委員 あと、環境に配慮した事業計画とあります。何となくわかるのですが、具体的に説明してもらえますか。

○桑江隆環境政策課副参事 現在の環境アセスの手続では、配慮書または方法書、準備書、評価書という段階を踏んでいくことになります。配慮書の段階では位置等も含めて、例えば、沢部分については貴重な動植物等が多いので、そういうところは外していただくなどの複数の案を設定すると。また、事業実施に伴う環境保全措置として赤土対策についてはどういう対策をとっていくなど、これは事業者だけではなく、市町村や関係する住民の意見を聞いたり、環境影響評価条例の中で環境影響評価審査会が設置されておりますので、専門家の意見も含めて環境に配慮した事業が実施されていくということになっており

ます。

○具志堅透委員 次に、社会状況の変化への対応というものがあるのですが、どのような状況変化があったのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 東日本大震災の後に電力の固定買い取り制度などが始まり、他府県ではメガソーラーと呼ばれる太陽光発電事業が多く実施されてきて、沖縄県においても約16ヘクタールの事業がうるま市で実施されるなどの動きがございました。ただ、これについては対象事業種に該当しませんので、こういう事業がヤンバルなどで行われた場合にそのまま実施されるということで、今回、土地の造成を伴う事業を追加して、より環境に配慮した事業を実施していただきたいと。これにつきましては、ほかの3県でも同様な改正が行われているという状況を踏まえて、今回の改正について提案しております。

○具志堅透委員 今、社会情勢の変化としては、東日本大震災以降、自然エネルギー云々の中で太陽光を想定していると。それが起こったから条例を改正するということが一つの大きな理由になっています。先ほど、うるま市の約16ヘクタールということを言っていたのですが、沖縄県でもどんどん出てくるのですか。条例で縛らなくてはいけないような状況になるのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 これを例示として上げさせていただいておりますが、今回の条例改正を検討するに当たって、例えば、これから太陽光発電が出てくるから事業種を追加するというのではなく、同様に条例の対象にならないような事業が出てきたときに対応するために、対象事業種を追加することを検討したところでございます。

○具志堅透委員 皆さんの大きな理由になっているのです。それを聞いていくと具体的な事業はありませんと。それでは、改正をする意味がないのではないのですか。今後の沖縄振興云々や、S A C O合意、基地の整理縮小を含めて、これは市町村からもかなりの懸念があるから質疑をしているのであって、皆さんに理由を聞いたらありませんということではどうするのですか。

○大浜浩志環境部長 今、20の事業種がありますが、この中で実際に実施されていない事業もございます。例えば、防波堤の事業や養殖場、鉱物、碎石、畜産、工場などにつきましては、今のところ実績がありません。これは他府県の

条例もありますし、準備しておくことが必要かと思っております。平成25年に風力発電を対象事業にしたときも、本県の事業説明の中で、そういうものにも対応しようということで追加してきたところでございます。今回、太陽光発電についても、16ヘクタールという大規模なものが出てきたことと、事業種として、ゴルフ場は対象としているが科学技術大学院大学は対象ではないとするときに、そこにそごが生じてくることから、我々としては、大規模な面的開発をするものにつきましては環境に一定規模の配慮をしていただくことが大事かと思ひまして、今回の条例改正になっていると御理解していただければと思っております。

○具志堅透委員 条例というものは、例えば、そういう大規模な開発が今後想定されるという状況の中で、それに対応するために条例改正があるだろうと。当然、環境に配慮する、沖縄県の島嶼性、狭隘性云々はわかりますが、一方で経済面の懸念が示されています。失うものが大きいのです。皆さんは環境だけ考えていればいいかもしれませんが、果たしてそれでいいのかという部分と、目の前にそういった事例があるのかと言えありません。過去の事例を出してきて、風力発電にはこう対応しましたと言いますが、出るという予測がつくのであれば言ってください。

○大浜浩志環境部長 仮に、この事業を対象事業とすることについては、一つの事業をターゲットにできないということがあります。ホテルであればスポーツ・レクリエーション施設、ゴルフ場であればゴルフ場の建設事業で、今でも環境影響評価の対象事業としているわけですが、今回は、このような形で事業種を定めない―土地の造成を伴う事業に一定の環境配慮が必要だろうということで進めているところでございます。条例の別表は道路などの事業種を定めております。

○具志堅透委員 先ほど、道路は入りませんという説明がありましたよね。

○大浜浩志環境部長 道路も2車線10キロメートル以上は対象でございます。環境影響評価法では4車線10キロメートルです。

○具志堅透委員 皆さんが改正の中で柱としている3つのことも聞いたのですが、私としては十分な説明が得られていません。多分、これは県民も理解しない。公平性と言っても、県民あるいは他方から公平性が欠けるのではないかと

いう声が出たわけでもなく、社会情勢の変化についても事例はないという状況の中で改正をする。どうも失う部分が大きいのではないかという気がします。もう一つ、既に土地造成が済んでいるところにおける土地の造成を伴う事業についてはどうですか。これは対象外とすべきではないですか。

○大浜浩志環境部長 既に土地の造成が終わっているところに建物を建てることについては条例の対象外です。西普天間地区に17ヘクタールの琉球大学を建てますが、造成は既に土地区画整理事業で終わり、琉球大学については何も土地造成をする必要はありませんので、これにつきましては対象外と考えております。このように土地の造成を伴わない工作物だけの設置の事業であれば、建物が20ヘクタールという規模になっても、土地の造成を伴う事業ではないと解しているところです。

○具志堅透委員 せんだって新聞報道がありましたように、沖縄県市長会長が強い懸念を表明、そして、沖縄市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、宮古島市、石垣市、北中城村の7市村が経済振興などへの影響を懸念する声明を出しております。どういった懸念があって、どう対応したのかを伺いたいと思います。

○石垣永浩環境政策課長 沖縄県市長会会長名で沖縄県議会宛てにという情報がございました。それについて議会事務局へ確認したところ、それは到達していないということでございます。おっしゃる話については新聞報道等で承知しておりますが、先ほど来申し上げていますように、県としましてはこれまで検討して、庁内、関係市町村、国の関係機関等に意見照会し、反映できる意見については反映して、今般の条例改正によってより環境に配慮した事業が行われると考えております。

○具志堅透委員 今、新聞報道を引き合いに出したのですが、意見照会の件で、例えば、宮古島市がどういう懸念を示して、何を反映したのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 11月8日に意見照会したのですが、宮古島市からは3月7日に意見が来ておりまして、条例の提案後でしたので、それを条例改正案へ反映することはなかなか難しい状況ではあったのですが、意見の内容としまして、規則については、土地区画整理事業の実施に当たり時間と費用がかさみ、早期に発展を望む対象住民を待たせる結果になるとか、工業団地において造成に時間がかかることで他自治体へ企業が流れることも考えられるとあり

ます。条例については、別表にない土地の造成を伴う事業に一括して規制をかけることに疑問があるという内容であります。

○具志堅透委員 ですから、そういう懸念に対して皆さんは何ら答えていない。おくれたから反映されていないということでもいいのですか。多少おくれたかもしれませんが、市町村はそれだけの懸念を持っていると。そこを条例改正に反映させることを考えるのは当然ではありませんか。例えば、具体的に先ほどの工業団地については、今後、本市の経済発展を考えた場合、従来の30ヘクタールを20ヘクタールにすると本市の経済に及ぼす影響にかなりの差が生じる。企業誘致等についても、工業団地の造成に時間を要することで他自治体へ企業が流れていくと。そういうところはどうか考えるのですか。環境への配慮のためには、宮古島は発展しなくてもいいと言っているのですか。先ほどの答弁では、市町村に意見照会をして反映しましたと言っていました、具体的に聞いたら何も反映されていないではないですか。何を反映してきたのですか。そういう懸念を持っている市町村でこういう問題があった場合無視して、残念だと言うのですか。

○大浜浩志環境部長 市町村、国等からは同様な意見が来ております。これにつきましては、逐次、我々の考えを回答しております。その後、意見が来なかったり、2次意見があったりという、やりとりを何回かいたしました。国とも2回意見交換をいたしまして、2次意見に回答した後、意見はなかったと聞いております。そういうことで、一定の理解が得られたと思っております。提案した後、3月に宮古島市から同じような意見がございました。我々の方針は今まで説明したものと変わるわけではありませんが、その取り扱いについて検討しておりますので、十分に説明をしていきたいと思っております。

○具志堅透委員 宮古島市にはどう答えたのですか。意見交換したというものは国とのやりとりでしょう。宮古島市とは一回もないのではないですか。工業団地に対してどう答えたのか教えてください。

○大浜浩志環境部長 先ほど言いましたように、昨年11月8日に意見照会をし、11月29日までに意見をくださいという期限を打って、意見がない場合は意見なしとして扱うことも文書に入れております。11月29日までに意見が出てきたのが豊見城市、1週間後に宜野湾市等々から出てきており、それについて、期間の問題は反映しております。宮古島市については3月7日に意見があつて、我

々としても十分説明しないといけないと思っておりますので、これについては今後、回答をしていこうと考えております。

○具志堅透委員 ですから、市町村からの懸念について、皆さんは期限に間に合わなかったから切り捨てると言っているのです。期限を打って、意見はないものとみなすと言って、来なかったからと。しかし、その後、出てきているのです。こういう懸念があるということを言っているのです。それにはどう答えるのかと聞いているのです。今後、説明していきますと言っていますが、施行した後はどう説明するのですか。相手が納得しなければどうなるのですか。現におくれた場合、責任はとれるのですか。もう一つ、住宅団地の造成について、宮古島市では公共施設の老朽化対策と分散による非経済性を解決するため、施設の統合計画を進めているところですと。環境影響調査に係る面積を県の案のとおり縮小した場合、施設設置に時間と労力をさらに割かれることになるため、従来の30ヘクタールがいいと。そういったまちづくり云々にも影響する懸念もあります。どう答えていくのですか。時間がかかろうとやりなさいと。経済に関しては、ほかの町村にとられてもいいから環境を守れと言うのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 住宅団地の造成の事業についても、同じような面的事業である土地区画整理事業と同様に施工区域を30ヘクタールから20ヘクタールに縮小することで検討しました。これについては、先ほど説明しましたように、都市部においても貴重な動植物がかなり残っていることが確認され、今後、重要な緑地等になるので検討していく必要があるだろうと。あわせて、都市部については生活環境への影響も大きいので土地区画整理事業と同様な事業として検討されてきたと考えております。

○具志堅透委員 皆さんが検討されているのはわかります。あるいは、環境への配慮もわかります。当然、守らなくてははいけません。皆さんは赤土流出の話もしているのですが、私が議会で赤土流出防止をずっと言っていることはわかるでしょう。あれ一つ解決できていません。皆さんは、原因はどこにあるのか調査をしているでしょう。環境アセスがかからなかったから赤土が流出しているのですか。沖縄県の赤土流出の原因の多くは何ですか。

○大浜浩志環境部長 条例制定前から比べますと、開発事業からの赤土流出は4割ほどおさまっております。今、流出減が一番多いのは農地でございます。農地対策をいかに行うべきかということを、協議会等も通じて横断的に取り組

んでいるところでございます。赤土につきましては、200ppmという排出量がありますが、環境影響評価は事業者の実行可能な範囲で対策をとるということでございますので、現在、環境影響評価を行っている開発事業者につきましては、20とか25、30という形で、事業者が実行可能な範囲でおさめるという計画をつくってきますので、一定程度の配慮がなされていると理解しております。

○具志堅透委員 宮古島市の開発云々の答えは全くないのですが、ちなみに、土地改良も該当するのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 農用地の造成、または改良の事業につきましては、既に事業種の対象になっておりまして、最大団地の面積が20ヘクタール以上ということで改正前から対象になっているところでございます。

○具志堅透委員 多分、もっと影響があって、ほかの市町村も懸念しているのではないかと思います。これは別の議員から聞いた話なのですが、大型開発の話が2カ所とまったと。そういうことも現に起こっています。もう一つは、これだけの市町村から懸念を示されて、皆さんに聞いても市町村に対する十分な配慮がされていない。そして、市長会長が強い懸念を表明するなど、まだ十分な議論が尽くされていないと思うのです。先ほどの4名のパブリックコメントについても、期間を置いて載せたから法律上はそれでいいかもしれませんが。環境の重要性はわかります。私もこの5年間、赤土流出防止に携わってきて、海を守らなくては沖縄の観光は死んでしまうという思いもあります。しかし、沖縄県の経済振興一市町村がいろいろまちづくりをしていくときに、非経済性の訴えなど、足かせになるような懸念が示されている。そこは一旦とまって、時間を置いて、市町村との合意形成や県民への周知も図りながら進めてはどうですか。この案件を取り下げろとは言いませんが、継続にしてはどうですか。

○大浜浩志環境部長 県としましては、市町村や国等へ意見照会の行政手続きを行い、一定程度の理解が得られて進んできている中で議会に提案しているわけです。この照会には資料や今後のスケジュールも示しております。沖縄21世紀ビジョンの将来像でも自然環境と伝統文化を大切にする島を目指しておりますし、リーディング産業であります観光産業につきましても基盤となっているのは環境であり、この環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくことも環境部の責任だと思っております。20ヘクタールのような大規模なものにつきましては、一定程度、環境に対して配慮することが必要かと思い提案しており

ますので、ぜひ御理解をいただいて、今後、環境の保全に資するような事業ができるような枠組みをつくっていきたいと考えております。

○具志堅透委員 部長の答弁を聞いていると、行政がやるべきことはきちんとやりました。パブリックコメントや意見照会もしました。しかし、期限が来たからそれ以降のものは無視しましたと。体裁は整えましたとしか聞こえないのです。環境を守ること大切です。やめろとは言っていない。しかし、一方でリスクが懸念されているのです。ここで重要なのは、そこをどう解決していくかが問われているのです。一旦、条例改正が行われればもとに戻すのは大変なことです。それだけ条例改正というものは重要でしょう。今、ここで皆さんが提案している状況の中でもこれだけの懸念があるわけです。そこにどう答えたのかと聞けば、全く答えられていなくて無視しているではないですか。宮古島市に何を答えたのかと聞いても、期限が過ぎたからとしか言っていないではないですか。ですから、その部分をもう少し時間を置いて、しっかりと意見交換をする中で、ある程度の理解を得てから進めてはどうかと言っているのです。あなたの答弁はピン트가ずれています。沖縄県の観光には環境が大切だから頑張る、大規模は縛りますと。しかし、宮古島市の企業活動はどうなるのですか。全く答えられていないではないですか。今だって答えきれないでしょう。宮古島市は経済活動をするな、企業誘致はするなと言うのですか。今の答弁は、やるべきことはきちんとやりました、法律にはどこにも抵触しませんというようなことを言っているのです。条例改正というものは、それだけでは片づけられないでしょう。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価は許認可制度ではなく、関係者の意見を聞いて、よりよい環境のために配慮を進めていくという趣旨でございますので、これでとまることではないと思います。今までされてきた環境影響評価でも、必ずしも時間がかかったわけではないのではないかとあります。このほかに都市計画の決定などもありますので、我々としてはこれでおくれるとか一都市部については、全ての環境影響の調査をするということではなく、環境の要素を絞ることができますので、この事業は騒音だけ、大気だけとか、そのような予測評価をして、関係者の意見を聞いてよりよい事業計画をつくり上げていくことがこの制度の仕組みなので、そこをぜひ御理解いただきたいと思います。また、宮古島市につきましては、今回、議案を提出した以降、3月に入ってから提出でありましたので、今、回答の準備をしておりますが、ほかの市町村や国と同じような意見でございますので、条例案になかなか反映させ

ることはできませんが、今後、調整や説明等をしっかり行っていきたいと思っております。

○具志堅透委員 この条例改正に伴って、影響がないと言い切れますか。今、部長はおくれることはないと言いましたが、約束できますか。

○大浜浩志環境部長 私が言ったのは今までの事例で、今後もそのような形で手続がスムーズにいくように、県としてはしっかり対応していきたいと考えております。

○具志堅透委員 既に2例、あると聞いているのです。そういうことが起こらないと断言できますか。

○大浜浩志環境部長 手続がスムーズに進むように、我々は審査会も運営しておりますので、その辺もしっかり検討しながら運用していきたいと思います。

○具志堅透委員 この条例改正は、もう少し時間を要する案件だと感じております。市町村に十分な説明ができていないので、関係部局にはぜひ継続して、もう少し合意形成が図られるような形にしていきたいという希望を申し上げて、質疑を終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 許認可制度ではないということはよくわかります。事業者がきちんと環境影響評価を行って、まさに自己完結型の業務ですから、それは当然そのとおりです。ところが、概要説明の中に許認可制度ではないと打って、ただし書きで、対象事業の許認可等の審査の際には、環境影響評価結果についても審査とあります。心配しているのは、その辺に時間をとられてしまう、余計に経費がかかることが言われていると思うのです。確かに、都市部の開発にしても、建造物をつくったりすることは許認可になります。そのときに環境影響評価結果が審査対象になるので、その分は別に時間的なロス、あるいは経費のロスが推測されませんか。

○桑江隆環境政策課副参事 許認可制度ではなく、その後の許認可に反映され

るという制度になっておりますので、環境影響評価の手続が終わった事業につきましては、例えば、開発許可であれば開発許可の期間の中で審査がされるということで、何か追加の期間や追加の手続が出るということにはなっておりませんので、期間が延びることはないと考えております。

○糸洲朝則委員 当然、開発許可を出すのは許認可ですが、必然的に環境影響評価結果はついて回ります。ですから、許認可ではないという言い方はしないほうがいいのです。あらゆる許認可事業に環境影響評価結果をきちんとつけますと書いたほうが親切ではありませんか。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価制度の中では、許認可ではなくなっております。例えば、公有水面埋立法の中では許認可権者がおりますが、申請書の中に環境保全図書が入ってきて、そこで許可することになっております。これは今までも同じようにそこはそこでの審査があるということです。我々はあくまでも環境に特化した手続でございますので、許認可にどうのこうのという立場ではないと。この評価を許認可権者においてきちんと審査して許可をするよという話をしているわけなので、流れは今まで行っているように、行政手続法に基づいた期間で許認可権者も許可の判断をするという形になっております。

○糸洲朝則委員 事業者が配慮書等をやるわけですが、結局、審査をするのは皆さんですね。この条例は、審査を行うときの物差しになるわけです。この条例に基づいて、事業者から出てきた環境影響評価書について審査を行うということですよね。

○大浜浩志環境部長 各段階で配慮書、方法書、準備書、評価書が出てきて、環境部が審査を行う形になります。それに当たりましては、環境影響評価審査会という外部組織を持っております、13名の専門家の委員に諮問をして答申をいただいて、それも含めて知事の意見として事業者に提出するという流れになっております。

○糸洲朝則委員 行政の手続として、当然、審査会に諮るわけです。その場合、審査会の意向は大きいですね。

○大浜浩志環境部長 審査会では13名の専門家に委嘱して、しっかり審査をし

ていただいていると考えております。

○糸洲朝則委員 条例の趣旨にもあるように、環境保全あるいは保護という言葉が象徴的にありますが、一方で環境保全をしながらも開発しなくてはならないというジレンマの中でこういう手続になっていると思います。ですから、環境保護と開発のバランスと申しますか、その辺をよく認識しながらやらないと一方的になりかねません。先ほどの市町村からの意見もその辺を懸念していると思いますので、そこは配慮する必要があると思いますが、いかがですか。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価が足かせになっているという話も聞こえますが、環境影響評価は手続法なので、2週間であったり、1カ月であったり、期限を設定しております。それ以外に意見を出さなければ意見なしとみなすというような扱いを行っております。条例の手続を欠いた事例は今までに一つもありませんし、全国でもないと思っております。法定的な意見を聞く期間はあるのですが、そういうことをきちんと守って最後の図書まで行くということでございます。また、市町村につきましても環境影響評価を行うに当たって、どこでどのような調査を行うかという方法を示していろいろな意見を聞く方法書という手続がございます。この中でも事業者がこういうところでこういうことを行うとか、この環境要素は行いませんとかを出してくるので、これについて、しっかり指示をしてスムーズにいくように対応していきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 方法書の次に準備書、評価書とありますが、その辺をかいつまんで説明していただけますか。

○大浜浩志環境部長 配慮書は、事業を行う前に環境の調査をしていない段階で、環境に配慮した複数の事業計画を立てます。場所を選定するのではなく、事業行為の中で配置をどうするのか、先ほど言いましたように沢を残すとか、こういうことに配慮しますという形で進んでくるわけです。このように配慮した土地利用につきましても、環境影響評価をするために環境影響評価の項目、評価の方法等を決定する方法書の手続がございます。これにつきましても公告縦覧をして、意見を聞くことになります。その後、調査に入っていく、環境影響評価を実施することになります。その次の準備書は、私はこのような観点で環境に影響を与えますが、こういった形で環境に配慮して行いますということを皆に知らしめるための準備として準備書を出し、準備説明会などを行って、そ

の結果が取りまとめられます。最後に、意見を聞いて最終的に事業者が評価をして、事業を決める段階の評価書があり、これを公告縦覧して、事業の実施という形になります。その後、公有水面埋め立てや空港法に基づく空港設置許可などの許認可に入っていく流れになります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後 1 時17分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 午前中も施工区域、造成区域という言葉の中で、20ヘクタールのうち1ヘクタールの造成でも対象となる、あるいは、19ヘクタールのうち19ヘクタールの造成でも対象にならないという議論があったのですが、もう一度、その辺を説明していただけますか。事業者が決めていくということがあったのですが、20ヘクタールの施工区域の中で1ヘクタールしか造成しないという考え方を、過去の事例も含めて、あるいは将来に向かって、先ほどの議論をどう理解したらいいのでしょうか。

○桑江隆環境政策課副参事 施工区域につきましては、土地の造成を行う面積とあわせて区域内での工事用道路、または作業ヤードなどをつくるといった場所を含んで施工区域として規定しております。その辺につきましては事業者が事業計画を立てますので、事業者からどこが造成する面積、残在緑地として残す場所、工事用道路として使用する場所ということを聞いた上で、施工区域20ヘクタール以上を確認していくことになります。これまでの事例としては、ゴルフ場の建設事業など面的な開発事業についても、事業者から具体的な事業計画を聞き、どこまで施工区域にするかを聞いた上で条例の対象になるか否かということを判断しております。

○照屋大河委員 現行条例はいつから施行されていますか。

○桑江隆環境政策課副参事 平成13年11月から施行されております。

○照屋大河委員 先ほど、今回の条例改正に向けて一定の期間、議論をしてきたということですが、実際に何年から改正に向けた議論をスタートされているのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 平成12年8月に環境審議会からの答申がありまして、その際には本県の島嶼性、自然環境は開発等の影響に脆弱であることに鑑み、対象事業の規模要件を定めるに当たっては、原則として本県の地域特性を踏まえ、他府県の環境影響評価制度の規模要件よりも小規模なものにすること。また、条例の内容、対象事業については今後の社会状況の変化、事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うことということでした。その後、科学技術大学院大学の設置については条例の対象にならなかったのですが、実際には面積も約80ヘクタールの大規模な事業であったので、環境部としても他の事業との公平性の面から少し疑義を生じていたと。その後、平成23年11月の条例改正の際の環境審議会からの答申におきましても、条例の対象事業については社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも必要に応じて適切な見直しを行うことを受けております。その後、東日本大震災を受けて、平成24年から電力の固定価格制度の買い取り制度が始まりまして、全国的に太陽光発電などによる大規模な造成が問題になっていたと。実際に、沖縄県でも平成27年には16ヘクタールという大規模なメガソーラーの事業があったということ踏まえまして条例の改正について検討を行ったところ、内容がまとまりましたので、今回、議会に提案いたしました。

○照屋大河委員 最初の審議会の答申以来、むしろかなりの時間が経過していると思っています。審議会のメンバーの構成はどのようなになっていますか。

○桑江隆環境政策課副参事 審議会のメンバーは、学識経験者や公益代表者、住民代表者、産業界代表者、行政関係者からなっておりまして、現在はサンゴ礁生物生理学の学識経験者など、幅広く審議会の委員になっていただいております。

○照屋大河委員 産業界、行政関係ということですが、実際にどういう方が入っているのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 平成10年当時で言いますと、琉球大学の池田教授、沖縄県生活協同組合連合会の理事、沖縄県医師会の理事、産業界としましては沖縄県水産業中央会副会長、沖縄県農業協同組合中央常務理事など、20名の委員の方からなっております。

○照屋大河委員 民間企業や産業に関連する皆さんという意味では、現在はどういう形になっていますか。

○桑江隆環境政策課副参事 現在の委員は、産業界の代表者として沖縄県産業廃棄物協会の会長、沖縄県農業協同組合の代表理事の理事長、沖縄経済同友会準会員、沖縄県商工会議所連合会常任幹事という形で構成されております。

○大浜浩志環境部長 沖縄県環境審議会条例の第3条第2項で、学識経験のある者、公益を代表する者、住民を代表する者、産業界を代表する者、関係行政機関の職員となっております。関係行政機関としては、第11管区海上保安本部警備救難部長、沖縄総合事務局総務部長が入っております。平成10年は沖縄総合事務局開発建設部長及び農林水産部長が入っております。

○照屋大河委員 経済の振興も含めて、地域の環境を守っていくことに対するさまざまな意見がそれぞれの団体から得られるような構成になっていると感じます。改めて、そのメンバーから沖縄の環境の脆弱性、あるいは貴重さ、生物多様性も含めて言われたようなことが示された上で、他府県の規模要件よりも小規模にしていくべきではないかという意見が示されたということですが、そこをもう少し詳しくお願いできますか。

○大浜浩志環境部長 平成12年の環境審議会からの答申ですが、本県の島嶼性、自然環境は開発等の影響に脆弱であることに鑑み、対象事業の規模要件を定めるに当たっては、原則として本県の地域特性を踏まえ他府県の環境影響評価制度における規模要件よりも小規模なものとすることを得ております。

○照屋大河委員 これらについては、沖縄21世紀ビジョンなどにも掲げられた沖縄の持続的発展という意味で、その答申に示された意見は重要だろうと考えております。むしろ、平成12年に答申が示されて今日まで時間が経過しているという意味では遅いぐらいではないかという気がします。沖縄21世紀ビジョンに照らして、今回、条例改正案が提案されているわけですが、改めて環境部と

しての考えをお聞かせください。

○大浜浩志環境部長 地域が発展していく、社会資本が整備されていくことは非常に重要なことだと考えております。その中でも、やはり環境に一定程度の配慮をしないといけないということで、発電所や道路、空港などをつくる大規模な事業については環境影響評価の対象事業として今まで行っておりました。また、平成22年3月に沖縄21世紀ビジョンをつくりましたが、その際のあなたが望む沖縄県の将来像の実現のためにはどのような取り組みが必要ですかというアンケートでも、1番目に自然環境、2番目に安全・安心な地域社会となっており、沖縄21世紀ビジョンの目指すべき将来像の一番最初に沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島と示されております。今回の沖縄県環境影響評価条例の改正は、このような観点のもとに検討してきております。沖縄県は亜熱帯海洋性気候で、美しいサンゴ礁が発達し、多様な生物が生息しているということで、他府県と異なる固有の自然環境を有していると考えております。条例の改正により、自然環境の適正な利活用が図られ、さらに沖縄の豊かな自然環境を劣化することなく次の世代に引き継ぐことになりまして、ひいては沖縄県の持続的な発展に大きく寄与するものだと考え、今回、条例改正を提案しているものでございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○照屋大河委員 環境保全という意味でうたわれる条例ではあるのですが、例えば、辺野古の問題の際にも、地域を二分するような事業にお墨つきを与える、環境アセスなどが行われてきたからその事業が認められてしまうといいますか、むしろもっと環境を守る視点から厳しくあるべきではないかという思いがあるのです。その辺については、それらに対して法律的に厳しい強制力を持たせるという議論は、県あるいは全国の中ではないのでしょうか。

○大浜浩志環境部長 午前中の議論でも環境影響評価の手続は許認可ではないと述べております。その後に許認可権者で決定されることにはなりますが、法や条例の目的にも、環境影響評価の結果を事業の決定へ反映させるための措置をとるということがありますので、しっかり許認可の決定に反映できるような審査を行わないといけないということでもあります。住民からの意見も出てきますので、そういった意見も取り入れ、環境審議会の答申も得て、事業者にしっかり伝えていくことでよりよい事業計画が策定されていくと思っておりますので、審査をしっかり行って必要な環境措置の意見を述べていくことがこの制度の重要なところだと考えております。

○照屋大河委員 返還跡地の件ですが、例えば、沖縄市のサッカー場を整備した後に汚染物質が見つかって、結局やり直し、今では駐車場という実態もあります。返還前の米軍基地内に環境部が立ち入って調査できるということについてはどうなっていますか。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価は、事業の実施に当たりあらかじめ行うことが目的になっております。サッカー場の場合は既に返還され、利用もされている状況がございまして、それは個別に規制なりをするしかない。そこに一定規模以上の土地の造成や土地区画整理事業などを入れる場合には、そういったところも視野に入れて環境影響評価がなされると思っております。

○照屋大河委員 改めて確認しますが、返還跡地の件については、現在、進められる14事案のうち1事案のみが今回の改正により対象となるということでしょうか。

○桑江隆環境政策課副参事 現在の沖縄における在日米軍施設区域に関する統合計画においては、14事案1048ヘクタールが返還されることになっておりまして、その中で今回の規則の改正によって20ヘクタール以上30ヘクタール未満に該当するのが、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区の23ヘクタールで、1事案であります。その他につきましては、条例の対象にならない、もしくは条例改正前に既に条例の対象になる規模ということになっております。

○照屋大河委員 具体的なケースがわからないのですが、施工の大きさに23ヘクタールが対象となると。造成を伴うかどうかで、これがまた違ってくるのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 返還跡地につきましては、土地区画整理事業で造成が行われており、これまで土地区画整理事業は30ヘクタール以上であれば対象になりました。今回、20ヘクタール以上に改正されましたら対象になるということでございます。

○照屋大河委員 これまで土地区画整理事業は20項目に入っていて、今回の影響は規模の問題ということですね。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 市町村やいろいろなところから、今回の条例の改正について非常に不安があると聞いています。1つは環境問題が辺野古の埋め立て取り消し問題で、この条例が極めて政治的に使われているのですが、今回の改正にそういう疑いはないのかということ。もう一つは新たな観光客の拡大も含めて一括交付金等々で市町村がパワーアップしている流れが、こういう規制等で経済活動の支障にならないか。その辺がはっきり見えない不透明感が非常にあるので、今回の条例改正については何を考えているのかという話が多いのです。その辺は我々委員会としても議論をしなければならないのではないかと思います。今回の条例改正はどのような問題があり、その問題をどう解決するために条例を変えなければならないという具体的な課題が見えません。もう一度、その辺を説明願います。

○石垣永浩環境政策課長 現在、条例の対象となっていない規模が大きい土地の造成を伴う事業について、貴重動植物の消失、赤土等の流出により著しい影響が懸念されております。科学技術大学院大学を例に出して申しますと、そこも自主アセスを実施しておりますが、貴重植物103種、貴重動物145種が確認されております。自主アセスの結果、4つの複数案が検討されて、河川環境の影響の低減、造成面積の縮小と環境への配慮がなされた基本設計で現在も事業が実施されているところです。また、都市部、都市部近郊で行われる事業についても貴重な動植物が確認されております。都市部で確認された植物は197種から559種、動物は443種から966種、その中で貴重植物が1種から23種、貴重動物が12種から45種という形で、20ヘクタールを超えて30ヘクタールまでの間にも貴重な動植物がたくさん存在しております。土地の造成を伴う事業についても、これまでゴルフ場やホテル等を20ヘクタールとしたものと同様な形で設定する必要があるということで、今回の内容となっております。

○座喜味一幸委員 前回、条例改正をしたのは平成25年ですね。

○大浜浩志環境部長 平成25年だと思います。

○座喜味一幸委員 放射能の話などが出ているのであればそのときに改正すればよかったのに、それも放っておいて、今、突然のように出てきている。平成

12年あたりから学識経験者の委員からそういう問題提起があったということですが、今回の条例改正に当たって環境審議会ではどういう緊急性、必要性が出ましたか。

○桑江隆環境政策課副参事 環境審議会からは平成12年、また平成23年に答申をいただいております。今回の対象事業種の追加に当たっては審議会の答申を受けての改正となっておりますので、そこについては特に意見があったということではありません。

○座喜味一幸委員 環境審議会から答申があったのに、それをこういう形で条例改正しようと。要するに今回の条例改正が曖昧なのは、はっきり言って、条例改正するためには現場における課題が明確にあること、その課題解決のためにどういう対策と基礎調査をして、方向性や技術対応はどうあるべきかがあって条例改正が生まれてくるのです。それで、施行規則に検査基準あるいは技術指針などがあって、条例改正の骨ができるのです。そういう意味において、朝からの議論を聞いていても改正すべき区域は何なのか、造成を伴う事業とは何なのか、全く意味がわかりません。先ほどの話に戻りますが、都市部で20ヘクタールにしたほうがいいという問題点一例えば、異論の出ている沖縄市、豊見城市、宜野湾市、宮古島市などは、地域で具体的な開発計画があって、彼らは何を懸念しているのか。そして、皆さん方は、条例を改正しなければならない問題は、都市部における生物の多様性、重要な動植物等々と言われているが、守るべき地域、指定すべき動植物を明確に押さえて、重要地域においては既に天然記念物や保護地域などに指定されている。そうであれば、皆さん方ももっと具体的に市町村と話し合いをしながら、この地域における課題を環境審議会でももちろん持っていて、その課題に対してどう条例を改正して対応していくかという具体的な提案がないといけないのです。それが見えません。どうなのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 条例の施行は平成13年からになっており、その後、条例の対象事業となる事業が31件出てきております。その中でいろいろな事業が行われておりまして、都市部地域においても非常に貴重な動植物が確認されていることが、条例施行後にわかってきました。そのような状況を踏まえまして、今回、対象事業をゴルフ場などの土地区画整理事業と同じような面積で実施していきたいと検討してきたところでございます。

○大浜浩志環境部長 環境部では離島を含めた沖縄全体の自然環境の保全に関する指針をつくっておりまして、貴重なところはランク1、ランク2と分けております。都市部についてはランク2ないしランク3のところもございます。その個別具体のゾーニングの中にどういう種がいるということは、この指針の中に書かれており、開発をするためにはこういったところをきちんと誘導していこうということがあります。その中である一定規模以上のものは、さらに環境保全を図る対策をとっていただく観点からの環境アセスになっておりますので、ここはわからないということではなく、ある程度ランクづけをした中での環境影響評価はこうあるべきだ、ここは注目してこういう種を探すべきだということにはなっていると思っております。

○座喜味一幸委員 まさにそのとおりで、環境部がランクづけしていることもわかります。そうであれば、面積を変える変えない以前に、開発計画の協議の段階で、ここはどうしても守りたい地域だから計画から外してもらえないかとか一今、行っている環境アセス条例の運用というものは、ここは御嶽があるからやめてくれ、ここはキンバトがいるからやめてくれ、ここはどうしても鍾乳洞を守りたいからやめてくれなど、地域を含めて自治体と協議しながら開発をしているのです。現実にそういう仕立てのこしらえをやっている中で、今回、なぜ30ヘクタールが20ヘクタールになるのですかと。土木建築部から都市部と山村部を同一の判断で縛るのはいかななものか、検討願いたいということが出ているのも、しよせんはそれなのです。こんな小さな島で、人口は密になって経済活動も活発になっている。自然を守るべきということはわかります。しかし、守ることに開発を両立させるためにどうするかということは知恵を絞らないといけないところなのです。土木建築部の意見に対して皆さん方はどう答えたのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 土木建築部に対しましては11月31日に回答しております。これまでに都市部で行われた土地区画整理事業においても絶滅危惧種を含む希少種が多数確認されていることなど、都市部域等に残された特異な生態系の維持を目的に規模要件を統一するものであると。都市部には生態系への影響は少ない反面、騒音や振動など、生活環境への影響が懸念されるため、事業内容や事業実施区域等の地域特性によって、環境要素の抽出など、事業による合理的な環境影響評価の実施が可能であると回答しております。

○座喜味一幸委員 今、おっしゃった騒音や大気などは、それぞれ現行の環境

に関する法律等があつて、現状は環境アセスをかけなくても自助努力をしたり、環境調査をして事業に入っているのですが、環境に係る法律の精度がより高まり、厳しくなっている中で、おっしゃるような都市部における課題が、今の法律もしくは条例で規制できない環境保全の課題とは何ですか。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価は、ある一定規模以上のものを対象にしており、事業を行う前に事業計画に基づいてどういうものを予測するかということなのです。ですから、現状、起きているものについては小規模なものであり、特定事業種であり、個別の規制法で取り締まる、指導をしていくということは当たり前のことです。我々は将来の大規模なものについて、事業者としてどのように環境配慮ができますかと。それを予測評価してくださいということが、このシステムでございます。

○座喜味一幸委員 大きな理念、大綱として、皆さん方の環境アセスが有効だということはわかります。皆さん方の公告縦覧が終わって、評価書が確定された後は事業実施に入りますよね。そういう意味では環境アセスが非常に大事なことだとはわかります。地方公共団体等やゴルフ場を除く民間の開発事業で環境アセスを実施、もしくは今後予定されている事業は何がありますか。

○大浜浩志環境部長 平成13年に条例を施行して、今まで31件の事業が環境アセスを行っております。廃棄物処理施設が8件、ゴルフ場建設が7件、道路事業が3件、土地区画整理事業が3件、公有水面埋立事業が3件、スポーツ・レクリエーション施設が3件、飛行場の事業が2件、ダム事業が1件、農地の事業が1件となっております。民間は、ゴルフ場が7件のほか、廃棄物処理施設として倉敷環境の新しい炉も環境アセスをしております。それから、スポーツ・レクリエーション施設として恩納村通信基地につくろうとしているホテルも手続が済んでいるところです。

○座喜味一幸委員 今後、嘉手納飛行場以南で1048ヘクタールの返還が出てきますよね。そうすると今の計画で、この環境アセスが具体的にどの事業で、どういうパターンで適用されるのかということは担当機関と議論していますか。

○大浜浩志環境部長 手元に統合計画を持っておりますが、この中で軍港は、マスタープラン、設計基準をつくって、それから調査、設計、文化財調査と並行して環境影響評価をすることになっております。ですから、設計や調査の段

階で環境影響評価を一緒に行っていくことになっていると思います。

○座喜味一幸委員 事業主体はどこですか。

○大浜浩志環境部長 沖縄防衛局になるかと思います。

○座喜味一幸委員 全体を一括で行うのですか。

○大浜浩志環境部長 今の状況ではそのように書かれております。

○座喜味一幸委員 部長は区域の設定の際に事業者の提案した面積で審査をすると言っていましたが、区域の設定はそう簡単ではないと思っています。皆さんが19.9ヘクタールなので環境アセスにかけませんと言ったら、ここは赤土が流出して、のり下まで入れると20ヘクタール以上あるから、環境アセスを行うべきだというような問題が出てくると思うのです。民間業者は平均2年半になる環境アセスの期間と基礎調査に、相当時間とお金がかかりますので、できれば環境アセスにかけないで個別法で対応したいというのが本音だと思います。そういう意味では、より具体的に物事をルール化しておかないといけないと思っています。環境アセスは事業の許可を決めるものではないと言いますが、辺野古の埋立承認取り消しの際は環境が大きな議論になっているのです。環境アセス条例を逸脱するかしないかということは、大きな社会的な争いにもなり得るので、施行規則あるいは取り扱いの指針になるものを明確にしないといけないと思っています。その辺に関して、なぜ土地の造成に伴うという言い方をしたのか。例えば、科学技術大学院大学について、これを建築基準法か何かで承認しました、環境アセスはしていませんでしたと。しかし、国は力があるので、環境に関する赤土流出や貴重動植物の調査などは行っていますよね。ですから、土地の造成に伴うということは、建物であれば環境アセスの対象にならないが、造成を伴ったから環境アセスの対象とすべきだったということですか。

○桑江隆環境政策課副参事 土地の造成の事業ということで仮に太陽光発電を対象事業とした場合、この事業の目的が太陽光発電事業だから環境アセス条例の対象事業にはならないという誤解を招きかねないので、たとえ工作物を設置するような事業—太陽光発電事業や学校の設置事業に伴って土地の造成がある場合は、同じ面的開発事業なので環境への影響が大きいことから、一定規模の土地の造成を伴う事業については対象事業として追加したいということで今

回、提案したところです。

○座喜味一幸委員 下地島空港はいろいろな空港関連用地や観光用地、農業ゾーンなどに分けておりますが、開発せずに雑木林や一部農用地になっております。その300ヘクタールについて7業者が提案をしているようですが、ああいう地域が環境アセスの対象になるのかどうか。土木建築部は個別具体的には答えられないと言っているのですが、今の条例あるいは施行規則の中で開発行為そのものはどう取り扱うべきだと思いますか。

○石垣永浩環境政策課長 企画部地域・離島課が所管しております各部局が参加する沖縄県開発委員会の中で、下地島空港及び周辺用地の利活用事業について空港課から説明がありました。昨年8月31日から11月27日まで新たに利活用事業の公募を実施し、リゾート開発や航空機関連、航空人材育成関連事業など7事業者からの応募があったということでございました。現在、空港課では土地が重なっている部分もあるので協議を行っているところでございまして、具体の事業の内容については私どもも個別に把握できておりませんので、ここが環境アセスの対象となるかは現段階で判断できません。

○座喜味一幸委員 条例をつくるのですが、皆さん方は具体性がないのです。先ほどメガソーラーの話も理由に挙げていましたが、今の沖縄の電力需要の中で自然エネルギーの目標値も設けて、自然エネルギーの拡大も進めているのですが、沖縄電力の系統の中でメガソーラーの大規模な開発の予定、あるいは商工労働部として風力とメガソーラーに対する目標、具体的な大規模な開発は出てきていますか。商工労働部は何と言っていますか。

○桑江隆環境政策課副参事 具体のものということではないのですが、平成27年に16ヘクタールの大規模な太陽光発電施設が稼働されておりますので、仮にこういう事業が出てきたときに同じように造成が伴えば環境への影響が大きいので、そういうものに対応するため今回対象事業として提案したところでございます。

○座喜味一幸委員 16ヘクタールでは対象にならないのですが、特認で10ヘクタールにして環境アセスの対象にするつもりがあるのですか。

○大浜浩志環境部長 それはありません。

○座喜味一幸委員 もう一つ、宮古島の太陽光発電所は、太陽光エネルギーに相当力を入れてモデル的な試験運転をしておりますが、環境アセスの対象になりましたか。

○大浜浩志環境部長 現在の対象事業種にはなっておりません。

○座喜味一幸委員 メガソーラーの話について根拠が薄いというのは、物すごい大きなバッテリーを入れて、発電のむらを平準化するために相当な予算をかけて苦労しているのです。沖縄の小さな島の中でメガソーラーが本当にあるのかということにおいても、条例の改正で理由として挙げてくるのであれば、沖縄電力との将来の需要の見込みや商工労働部との協議など一土木建築部も都市部と山間部が同一ではおかしいのではないかと問題提起しています。私は県の中でも必ずしも十分な意思疎通がされていないのではないかと考えています。なぜそんなに急ぐのだろうと思っています。各市町村に対して条例改正案と施行規則案、スケジュール案などは出しましたが、皆さん方の説明を聞いていて、条例改正の目的とか、具体的にどういう影響があるかということがわかりません。そういうものをもう一度振り出しに戻って、市町村の協力を得るべきだと思うし、各部から出ている問題に関しても具体的な調整を行う必要があるのではないかと思うのですが、どうですか。

○石垣永浩環境政策課長 条例改正につきましては、平成12年の答申等も経て検討を続けてまいりました。具体的に昨年10月には庁内に意見照会をかけて、土木建築部からは先ほど言ったような意見が出ております。また、市町村に対しても11月8日付で施行規則の改正案について意見照会をしております。国及び関係機関等にも同様に照会をかけております。また、パブリックコメント等を実施したところです。県としましては、そういった意見照会をして、反映できるところについては適切に反映したと考えております。

○座喜味一幸委員 少なくとも沖縄は、観光振興を含めて、ホテルもつくり、雇用拡大もし、軍用地の跡地利用もしないといけないし、今、離島も元気がよくていろいろな大型プロジェクトも入っているのです。人手不足も含めて、いろいろな問題を抱えながら一生懸命やっているのです。タイミングとして本当に今なのかということに関しては、皆さん方は実務レベルで一生懸命なのはわかるのですが、県全体として見ると、少なくとも現場を最も把握している市町村

の不安や疑問に対しては、明確なメッセージを送らなければ、県全体をつかさどる条例としては問題があります。検討の余地があると思いますが、どうですか。皆さん方のプライドもスケジュールもわかりますが、今、少し生煮えで地元の理解を十分に得ていくことをしないと大変だと思います。我々土木環境委員会としても、場合によっては市町村の意見を聞いたり—各企業・団体からもこの条例は待ってもらえないかという話もあります。条例が具体的に上がっているのに、みんな慌てているのです。皆さんが自民党の勉強会で、今回、条例は提案しませんという説明をしたかと思ったら、2週間後には提案の話が新聞に出たので、地元は相当な不安を持っています。少なくとも懸念が示されている市長会や北中城村などに対して、こういうことなので心配ありませんという明確な資料を丁寧につくって理解を求めていかないと、我々も皆さんの回答はほとんど理解できないのです。具体性がない、何をしようとしているのかわからない。部長、これは決断しないとはいけません。

○大浜浩志環境部長 先ほど環境政策課長からありましたとおり、我々としても一定の手続は踏んで、十分検討して、意見についてはその旨回答をしており、一定程度の理解は得られたものと理解しているところでございます。引き続き、個別具体的な事業の相談がある際にはきちんと協議していくという姿勢でございます。今後とも、この条例の進め方等について市町村にはしっかり説明をしていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 しっかりと市町村にも説明したと言いますが、条例の制定で11月25日ぐらいから県内で調整したとか、パブリックコメントを11月15日からとか、我々もわからない間に条例案ができて、2月には提案されているので慌てますよね。そういう面では、法改正に伴う条例の改正であれば全然問題ないのですが、肝心かなめの開発行為に対する改正なのです。それには技術的なものや縛りの部分など、細かい詰めをしないとはいけません。ちなみに、施行規則がないと具体的な議論に入れませんか、具体的な運用基準が示されないと議論ができない、まさに質問して返ってこない、この辺に関しては条例の作り方が粗い。赤土の場合は土壌の分散率や傾斜による侵食率の話、いろいろな植生や沈砂池の話など、ある程度の基準ができて初めて県の条例に上がっているのです。皆さん方が守るべきものに対して具体的な対処策や技術指針というものを示さないで条例を変えますと言ったって、何を対策したいのかがわからないのです。

○大浜浩志環境部長 手続については法律と全く同じです。今、規模と新規事業をどうするかと。それにつきましては、条例の改正部分と施行規則の部分を一緒に意見を聞いて、反映できるものも絞られるのは2点ぐらいしかありませんが、取り組んできた。規模につきましては、自然環境に配慮して面的な事業については一律的に20ヘクタールにしたい。これは平等性、公平性というところもありますが、これまで我々が培った環境影響評価の実績等々も踏まえて、都市部でありまして開発には一定程度の配慮が必要であり、これを導入して今のうちに対策をとらないと将来的には厳しいものがあると感じておりますので、ぜひ御理解をしていただきたいと思います。

○座喜味一幸委員 最後に、辺野古の陸上部の今後の開発は、この条例の対象になりますか。

○大浜浩志環境部長 普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、公有水面埋立事業で上物が空港という形で、下の公有水面は法に基づいて、飛行場は県の条例に基づいて手続を行って、一つの図書として進めております。この中で、辺野古ダムにあります土取り場も辺野古の環境アセスで行っておりますので、ここも対象事業になりません。隊舎の事業につきましては既に着工しているものですから、条例の対象外となっておりますので、辺野古につきましては対象外になると思っております。

○座喜味一幸委員 もう一点、石垣市の自衛隊の配備計画については、県としてはどう見えていますか。

○大浜浩志環境部長 今、具体的な事業計画が示されていないと承知しておりますので、具体的に出た段階で沖縄防衛局としっかり協議をして進めていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 関係市町村から不安があって、条例改正は待つてほしいという話がありますよね。そういうものに関しては、土木環境委員会として何らかの形で彼らの不安をしっかりと聞きながら、委員会として判断していかないといけないと思うのですが、その辺は委員長が判断してもらえませんか。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員長から各委員に土木環境委員会に対する意見は届いていないことを伝えた。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 午前中から聞いていまして、環境アセスの必要性、重要性については、開発をする上で最も重要だということも含めて、私も十分認識しました。先ほどから議論されているように、環境アセスは許認可事項かということについては、環境アセスは決定に反映させたり、措置をすることが目的だという説明をされております。要するに、環境アセスの役割を明確にしないと、これが全ての開発をとめるかのように誤って受け取るかもしれないわけです。私は開発許可と環境アセスは連動するものだと思っています。無防備に何もしないということではなく、開発するときには多様性のある動植物の保全をして進めていくということであって、環境アセスは開発をとめるものではないと思うのです。そこを含めて、開発の問題と環境アセスの役割について再確認をしたいと思います。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価の目的ですが、一定程度以上の大規模な開発について、事業者がみずから環境への影響を把握して、また、住民や関係者から意見を聞いて事業計画をつくり、許認可の決定に反映させるということが目的であって、環境アセス制度の中で事業の可否についての規定はございません。これは法も条例もそうです。ただ、その後に許認可権者にいくことと決まらない場合の2つが存在します。県庁内でも開発部局があり、我々は環境の視点から意見を述べる環境部局ということで、知事も二面性を持って審査をしていると思います。その中で普天間飛行場代替施設につきましても我々は許認可の意思の決定には入っておりませんと何度も答弁させていただいており、我々は環境への意見を述べたと思っています。

○崎山嗣幸委員 辺野古の埋め立ても環境部はあれほど留意事項や環境保全の担保を求めたが前知事は許可したわけです。そういった矛盾点は我々も承知しています。前知事は可能な限り、環境保全の担保を守ると言いましたが、守られていなくて、ジュゴンもサンゴも今まで尾を引いているわけです。環境アセスそのものは何人も否定するものではないと思うのです。そういう理解で聞き

たいのですが、科学技術大学院大学の土地造成については、自主アセスをして140種ぐらいの動植物が保全されたので、これはしっかりしないといけない、20ヘクタール規模の開発に環境アセスを入れることによって、貴重種が守られていくのではないかと私は受けとめました。科学技術大学院大学において保全できなかった動植物があって、今回の20ヘクタール以上に該当したとするならば、貴重な動植物の保全がどれぐらい担保されたかは推測できますか。

○桑江隆環境政策課副参事 守られなかったのがどれぐらいかについては、対象事業となっていればそういう情報も入ってくるのですが、そもそも対象にならないものなので、それがよくわからない部分があります。ただ、自主アセスが行われた科学技術大学院大学事業については、多くの貴重種が確認されました。貴重種というのは、基本的に沢部分などに多数生息、生育しておりますので、こういう部分を避ける形で事業が実施されたことで、貴重種の保護に当たっては、種類だけではなく生態系を含めたところも環境保全措置がされてきたということになっております。

○崎山嗣幸委員 貴重種が死滅しているかもしれないし、担保できなかったから自主アセスでは済まず、条例改正をして20ヘクタールにするものと受けとめています。そうでなければ自主アセスで済むのではないかという論も立つので、自主アセスでは守れなかったので改正をするという意味で、科学技術大学院大学の開発によって貴重な動植物がなくなったことを把握していますか。

○大浜浩志環境部長 科学技術大学院大学の件については、最初は270ヘクタールという大規模なものでした。そこから第3段階までいきまして、現在の80ヘクタールに至ったと。イボイモリがいた前川とシリン川も全部埋め立てて造成するという事業でしたが、環境に配慮してスカイウォークをつくって沢を残したりして改変面積を可能な限り減少させて、事業を行ってきたと思っています。もし、そのまま事業が行われていれば、この河川にいた貴重種はほとんどいなくなるかと思っておりました。そういう観点から、我々としては重要だろうということで検討してきたところでございます。

○崎山嗣幸委員 多様性、島嶼性があるという沖縄県において、環境保全を担保することと開発との問題は難しいと思いますが、土地の造成について他府県との比較はしていますか。

○桑江隆環境政策課副参事 今回の改正の規模要件を策定するに当たっては、同じような条例を持っている県について確認をしております。そこで、同じように20ヘクタール以上に規定されているのが、神奈川県、岐阜県、三重県、滋賀県の4つの県でございます。それらの条例も参考にしながら、規模について検討してきたところです。

○崎山嗣幸委員 他県での20ヘクタールの規模について、保全すべき動植物、自然の状況は類似していますか。どういうものがありますか。

○桑江隆環境政策課副参事 他県の生物種については、具体的に確認してないところですが、沖縄県の例で言いますと、沖縄県は日本の植物相と比較しますと10平方キロメートル当たり、琉球列島が4.5に対して日本本土が0.1となるということで、沖縄県の場合は島嶼県でもありますし、貴重な動植物が残っていることにあわせて、植物種についても非常に豊富であると考えております。

○崎山嗣幸委員 少し話を変えますが、土地の造成部分については、対象である20事業種に追加する形になっていますが、先ほどの質疑で土地の造成については特定はしないということで、主に太陽光発電などと言っていました。陳情で先島の自衛隊基地についても特定してはどうかと上がっていますが、土地の造成について、事業を特定しない理由は何ですか。

○石垣永浩環境政策課長 条例の制定に当たっては、条例制定を所管する総務部と調整をしております。委員がおっしゃったように別表の21番目に入れるということも検討しました。しかし、法制上の問題から、総務部からのアドバイスもあり、やはり土地の造成を伴う事業というの一つだけに限らないということなので、これは本文に盛り込むべきだということで、現在、説明しているような内容の条例案となっております。

○崎山嗣幸委員 20ヘクタール以上の土地の造成が対象ということですが、事業者がどの事業種ということでは言えるわけではなく、20ヘクタール以上の開発行為をして、造成するものについては、皆さんは事業ごとに審査するということで理解していいですか。

○桑江隆環境政策課副参事 今回の条例の改正につきましては、どういう事業種かよくわからないものが出てくるということで、土地の造成を伴う事業であ

れば同じように造成を行う土地区画整理事業などと同じく環境への影響が大きいということから、事業種を特定せずに土地の造成を伴う事業で施工区域20ヘクタール以上であれば対象にする形で、今回の条例改正を検討したところでございます。

○**崎山嗣幸委員** 20ヘクタール以上で土地造成を伴うものは条件なく全てが環境アセスの対象になると理解して構いませんか。

○**桑江隆環境政策課副参事** 施工区域が20ヘクタール以上で、土地の造成を伴うような事業であれば対象になるということです。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしても、開発と環境保全については難しい問題があると思いますが、生物多様性のある沖縄では環境保全が重要だと思いますので、皆さんは誤解がないように、改正する条例を県民に向けてしっかり説明してもらいたいと思います。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城武光委員。

○**玉城武光委員** 説明資料の改正の概要に、法改正に伴い、条例の適用除外から放射性物質による汚染を削除するということがあるのですが、どういう理由から削除したのですか。

○**桑江隆環境政策課副参事** 放射性物質の規制につきましては、従来、環境基本法は放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置については、原子力基本法や関係法律の枠組みの中で適切に処理されるということを前提に対応を行っておりました。しかしながら、平成23年の東日本大震災において、放射性物質がかなり一般環境中に放出されたことから、環境関連の法律の中でも適用していく必要があるのではないかとということで、まず環境基本法が改正され、関係の法律でも対応できるような形になってきました。それを受けまして、環境影響評価法においても、放射性物質の適用除外規定が削除されたので、法律に合わせる形で県の条例も適用除外規定を削除したいということで今回の提案になっております。

○**玉城武光委員** 適用除外から除外するということは、適用されるということ

ですね。それから、先ほどから議論になっていますように、平成12年度から審議会で議論されてきて、関係市町村にも説明をして、政府にも照会したという中で今回の条例の改正ということですから、環境保全を目的とする条例としてぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境部長の説明を求めます。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 続きまして、資料1の5ページをごらんください。

乙第10号議案沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案提出の理由としましては、沖縄県環境保全基金の全部または一部を処分することができることとする等の必要があるため、条例を改正するものであります。

議案の概要としましては、1、基金の有効利用を図る観点から基金の処分規定を加えるため条例を改正する。2、基金は、地域環境保全活動に関する事業等に要する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるものとする。3、条例の施行期日は、平成30年4月1日としております。

6ページをごらんください。

こちらが条例案となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○安里修環境再生課長 沖縄県環境保全基金について御説明いたします。

資料5ページ、中段をごらんください。

沖縄県環境保全基金は、平成2年2月議会において国庫2億円、県費2億円の合わせて4億円で創設いたしました。平成2年度以降、本基金は運用益の範囲内で地域環境保全活動に関する事業に充当する果実運用型としまして、右側

に示した条例第4条各号に掲げる事業、1、地域環境保全活動基盤整備事業。
2、地域環境保全に関する知識普及事業。3、地域環境保全実践活動支援事業。
4、その他地域環境保全活動に関する事業に充当するとしております。

果実運用から取り崩し運用へ転換する背景・理由としまして、下段にありますとおり、近年の急激な金利低下に伴って運用益が減少したことから、平成28年度からは運用益のみで事業を実施することが困難となり、一般財源を充当して事業を実施しているところです。また、平成28年度の会計検査院の实地検査において、本基金の運用益が少額で運用型基金事業の趣旨に合致しておらず、基金の取り崩しについても検討するようとの助言を受けております。

これらのことから、運用利率の低下及び会計検査院からの指導、県財政の逼迫した状況等を鑑み、本県の環境保全を図るという基金の目的を果たし、基金のより一層の有効活用を図るため、運用方式を取り崩し型へと転換するものであり、上矢印にありますとおり、処分規定の追加を行うものであります。

続いて、資料の6ページをごらんください。

改正内容ですが、1点目に、第2条の次に1項を加えるものとしまして第4項を追加し、第6条の規定により処分が行われたときは、基金の処分額を相当額減少するものとします。2点目としまして、第6条を第7条とし、第5条の次に新しく第6条として、基金は第4条各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるという処分条項を追加いたします。3点目に、附則として、今回の条例改正の施行日を平成30年4月1日からとしております。

以上が、乙第10号議案の説明となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長及び環境再生課長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 果実運用型から取り崩し型にするということですが、国2億円、県2億円、合計4億円の基金は、平成30年度からは収入となるものはないのですか。

○安里修環境再生課長 平成30年度の事業に係る財源につきましては別途とおきまして、基金本体に係るものについてはそのまま運用型で運用しまして、利子・利益が出た場合は補填して基金に積み上げるということにしております。

○座波一委員 平成29年度までの4億円は全て取り崩すと考えていいのですか。

○安里修環境再生課長 4億円を1年で全て取り崩すということではございません。平成30年度から約10年を超えない範囲で取り崩すということで環境省から通知がありましたので、それに基づいて事業計画を立て、取り崩す事業とします。

○座波一委員 改正による影響としては、どういうものが予想されますか。事業内容も変わってくるわけでしょう。

○安里修環境再生課長 事業内容につきましては、条例第4条に掲げております4つの事業をそのまま踏襲する形になりますので、新たな事業は追加しないということでございます。ただし、今まで基金の利率がかなり低下している中でできなかったものについては、若干拡充して強化しながら行う事業も出てきますので、事業の拡大を図っていきたいと考えております。

○座波一委員 事業内容は一緒で、取り崩して今後の運営に充てながら、新たな部分も出てくるということですか。

○安里修環境再生課長 先ほど第4条で説明しておりますが、地域環境保全活動基盤整備事業、地域環境保全に係る知識普及事業、地域環境保全実践活動支援事業、その他地域環境保全に関する事業という4つの事業はそのまま実施いたします。現在のところは沖縄県の環境保全活動基盤整備事業と普及に関する事業がメインになっておりまして、これら以外の沖縄の環境問題に関する事業などもさらに追加して実施していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、環境部関係の請願平成29年第5号及び陳情平成28年第45号の4外23件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 それでは、環境部所管の請願及び陳情につきまして、お手元の資料2、土木環境委員会請願・陳情案件資料により御説明いたします。

環境部所管の請願及び陳情は、請願が継続1件、陳情が継続22件、新規2件、計24件となっております。

初めに、継続の請願1件及び陳情22件につきまして、処理方針に変更があった主な箇所を御説明いたします。

お手元の資料の15ページをごらんください。

陳情平成29年第20号の3石垣市振興に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

2段落目、「県では、平成29年5月に決定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の改定計画において、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという県の方針を位置づけており、同年8月以降、沖縄担当大臣や参議院沖縄北方問題特別委員会委員長に対し、沖縄県に国立自然史博物館を設立することについて、直接要望したほか、文部科学省などの関係省庁に対し、その意義などについて説明しているところです。」に修正しております。

続きまして、資料21ページをごらんください。

陳情平成29年第78号軍事基地の建設と米軍及び自衛隊による訓練を沖縄県環境影響評価条例の対象事業に加えることを求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

2段落目から3段落目までにつきまして、「現在の沖縄県環境影響評価条例

では、大規模な土地造成を伴う広範囲にわたる開発事業であるにもかかわらず、環境影響評価の対象となっていない事業があるため、「土地の造成を伴う事業」を対象事業に追加する「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」を平成30年2月議会に議案として提出しております。条例改正案の検討に当たっては、特定の事業を想定したものではなく、社会状況の変化や他府県の対象事業種も踏まえ、平等性、比例原則の面から検討したところであります。」に修正しております。

続きまして、資料32ページをごらんください。

陳情平成29年第113号宮古島及び石垣島における陸上自衛隊のミサイル新基地建設について、防衛省に対して沖縄県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの実施を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

先ほど説明しました陳情平成29年第78号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料34ページをごらんください。

陳情平成29年第122号国立沖縄戦没者墓園裏のごみ回収と遺骨収集を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

35ページになります。

記の1及び2につきまして、3段落目を「平成30年1月に、臨時的な対応として、県環境部が主体となってボランティア回収を実施しております。引き続き、当該土地の管理者である糸満市と協議しつつ、関係者による回収・処理を促進してまいります。」に修正しております。

続きまして、資料39ページをごらんください。

陳情平成29年第150号沖縄県環境影響評価条例の対象事業の追加を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の1につきましては、先ほど説明しました陳情平成29年第78号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

それ以外にも、時間経過に伴う状況の変化等があった部分について修正し、下線を付して表示しておりますが、基本的な処理方針に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情2件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料41ページをごらんください。

陳情第6号倉敷環境の許可の取り消しに関する陳情につきましては、8ページにあります陳情平成28年第107号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料42ページをごらんください。

陳情第17号「沖縄県の蝶（県蝶）」制定に関する陳情につきましては、14ページにあります陳情平成29年第11号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、環境部所管の請願及び陳情について、処理方針を御説明いたしました。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成29年第122号について、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課副参事の説明を求めます。

中里智子平和援護・男女参画課副参事。

○中里智子平和援護・男女参画課副参事 それでは、子ども生活福祉部が所管する陳情につきまして、御説明いたします。

継続審議となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、子ども生活福祉部に係る陳情の処理方針について、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 子ども生活福祉部平和援護・男女参画課副参事の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

座波一委員。

○座波一委員 陳情平成29年第78号、これは陳情平成29年第113号とも関連しています。

今の処理方針の説明では、対象にはなっていないということですが、これまでの説明では事業の内容としては対象になるのではないかと解釈できます。本来、事業種としては対象になるのではないかとというのがまず一つ。対象になっていないというのは、既に始まっているから対象にならないと言っているのですか。はっきりしてください。

○桑江隆環境政策課副参事 対象になっていないということですが、対象事業については、現在、沖縄県環境影響評価条例第2条第2項の別表で20業種が規定されております。その中身につきましては、道路やダムなどになっており、自衛隊基地の建設事業は対象事業になっていないということであります。

○座波一委員 特定の目的を持った事業という文言がありますよね。そこに自衛隊の基地が入ってくるのかという予想もありましたが、これはそうではないのですか。

○桑江隆環境政策課副参事 今の答弁につきましては、これまでは条例で定める規定にはないということで対象事業にはなっていないということでしたが、今回の条例改正において、大規模な土地の造成を伴う事業を対象事業に追加すると。そのような事業種であれば、対象事業になるということであります。

○座波一委員 改正後は対象に入るとのことですね。

○桑江隆環境政策課副参事 具体的な事業の内容については、我々は存じ上げておりませんので、対象になるかどうかというのは今の時点ではわからないということであります。

○座波一委員 しかし、きょうのこれまでの議論から言ったら、十分に対象事業になり得ると思いますけれども、そう見たほうがいいのではないですか。

○桑江隆環境政策課副参事 今回の条例の改正につきましては、土地の造成を伴う事業であって、施工区域が20ヘクタールということで改正を提案しておりますけれども、具体的な内容については我々のほうではまだ存じ上げておりませんので、それについては今のところわからないということです。

○座波一委員 この陳情が昨年6月28日に出されています。そして、我々が条例改正の議論をしたのはつい最近です。県としても、この陳情を把握し、ある意味そういう自衛隊の基地を入れてほしいということは認識していたわけですよね。ここではあの時点では入りませんと言っているわけですが、しかし、結果として改正すると入る可能性が出てきたわけですね。そうすると、陳情に沿ったような改正内容になってきたというように解釈できますが……。

○石垣永浩環境政策課長 この陳情平成29年第78号の陳情は、平成29年6月28日に提出されておりますが、県においては平成12年度の条例制定時からの環境審議会の答申等も含め、また他府県の状況等も調査して、かねてより条例改正については検討を行っていたところです。

○座波一委員 県も6月の時点でこういった陳情が出ているということは知っていたわけです。それ以前に別途、県に直接何らかの形でそういう要請が来ていませんか。

○桑江隆環境政策課副参事 この陳情が提出される前については、特に同様な要請などは受けておりません。

○座波一委員 これは政治的な配慮があるのでそういう実務的な部分までは出てこなかったとは思いますが、ただ、改正後は該当する可能性があるということでは我々は理解しております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 陳情平成29年第122号国立沖縄戦没者墓園裏のごみ回収と遺骨収集を求める陳情ですが、先ほど処理方針について環境部長から説明がありました。ごみに関しては、昨年とことしでボランティアの方々が手作業でできる部分はやったというお話を聞いております。大規模であるため、次年度は予算をつけて何らかの手を打つと思いますが、平成30年度はどのような形になりますか。

○大浜浩志環境部長 ごみは7カ所ぐらいで確認されておりますが、どれぐらい埋蔵しているかがまだはっきりしていませんので、そのごみの量を計測できる範囲で計測して、その後、検討をしていくこととしております。ですので、来年度は回収の処理も進めながら量をきちんと押さえていくという作業で予算を組んでいるところであります。

○上原正次委員 以前、宮古島でも似ている状況で、宮古島市が予算化したものが2000万円か3000万円ぐらいあったと思います。それよりも大分規模は大き

いのでしょうか。距離的に200メートルや300メートルという状況があったのですが。

○松田了環境整備課長 ことし1月の回収は、1月27日の土曜日と1月28日の日曜日に実施しております。27日は主に現場でごみを回収して袋詰めをする作業で、28日は300人ほどでそれを持ち出す作業をしております。27日と28日は2カ所について処理を行い、そのうち1カ所について参加した方々からは、まだかなり残っている、掘っても掘っても出てくるような状況であるという話は聞いております。来年度は、そういったところについて可能な範囲でまずは場所の特定をする—7カ所ということは聞いておりますけれども、具体的にそれがどういう位置にあるのか、可能な範囲でどれぐらい埋まっているのかについて調査をするということで、今、予算措置をしているところでございます。

○上原正次委員 では、埋蔵調査を行って予算化していくと。量が相当あると思うので次年度で終わらない可能性も出てきますよね。

○大浜浩志環境部長 今回の回収処理を終えて関係者でいろいろと話し合いを持つと、やはり継続していこうという話が結構あったものですから、次年度も回収作業ができればと思っています。ただ、我々は量が決まらなくなかなか予算が決まらないですし、今残っているところは人が入りづらいところなので、そういったところも踏まえて量を確定して今後の作業のあり方を検討していきたいと考えています。

○上原正次委員 戦没者の遺骨も埋まっているというお話も聞いていますので、ぜひ早目の対応をお願いします。

続きまして遺骨収集に関してですが、3年前の新聞によると糸満市が調査を行ったとありますが、今、糸満市とはどのような調整をしていますか。

○中里智子平和援護・男女参画課副参事 こちらで処理方針に記載しております平成24年度の調査と申しますのは、県で戦没者遺骨収集情報センターを通して調査をしていることの記載でございまして、糸満市の調査についての記載はありません。ただ、平成24年度に糸満市の市史からごうの情報などを得て、周辺住民の方などの聞き取り調査を行っております。

○上原正次委員 陳情の要旨にありますように、「国においては2016年4月に

「戦没者遺骨収集推進法」が施行され、国の責任で2024年までに集中的に遺骨収集を推進すること」とあります。山城ごうの現場には、厚生労働省も約40年前に入って2年にわたり調査をしており、現状として8名家族の7名が埋まっていることについて、地域の方々のお話や糸満市史でも確認されています。こういった遺骨がごうに埋まっているということが糸満市以外にもほかの市町村で確認された例や要望などがありますか。

○中里智子平和援護・男女参画課副参事 やはり、摩文仁―糸満市が激戦地でございますので、平成24年度は糸満市内の埋没ごうに特化した形で調査をしています。ほかの地域については、まだそのような調査は実施しておりませんが、いろいろな情報を収集して国に報告して進めております。

○上原正次委員 他市町村からは、話が来ていないということですね。

○中里智子平和援護・男女参画課副参事 申しわけございません。今、資料を持ち合わせておりません。

○上原正次委員 今、渡しておりますが、これを見て早急に対応してもらいたいと思います。この新聞にも前回入ったのが四十数年前で、落盤があつてなかなか対応しきれないということがあり、そのままになっている状況があります。今、1人残っている娘も90歳前のおばあちゃんになっていますが、おばあちゃんが生きているうちに家族が埋まっているこのごうをどうにか―これは今回、国の責任でということで、国もちゃんと明確に示していますので、山城ごうからぜひ早急に対応してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○中里智子平和援護・男女参画課副参事 この山城ごうは、国立墓園のごみの回収が行われて、摩文仁地域とは離れた場所ではございますけれども、国において、昭和49年、昭和50年に重機を使用してごう内に入って一部遺骨収集を行っております。しかし、落盤などがあり収骨を中止した経緯がございます。県は平成24年度に糸満市内の未収骨ごうを調査した際に、集落の方から山城ごうが未収骨になっているという情報を得て国へ提供しております。これに基づきまして、国は平成25年、平成26年に現地確認を行っております。平成24年度の調査におきましては、遺骨収集が実施された未収骨ごうなどがございますので、県としましては引き続きその後の現場状況などの情報を国へ提供し、協力して取り組んでまいりたいと考えております。

○上原正次委員 前回の場合は厚生労働省もいろいろやるべきところがたくさんあるといったことが新聞には書かれていますが、今回はきちんと国が2024年までに進めていくということがあります。沖縄県として早目に要請して、場所も確定されていますので、ぜひ調査に入ってもらいたいと思います。遺族からすれば早目の対応ということでもありますし、地域の方々からお話もありますので、ぜひ早急に対応してもらいたいのですが、どうでしょうか。

○中里智子平和援護・男女参画課副参事 委員のおっしゃるとおり、遺骨収集は一義的に国の業務でございますので、私どももしっかり情報収集しまして、国へ情報提供を行ってつなげていきたいと考えております。

○上原正次委員 これは摩文仁地域から少し離れてはいるのですがけれども、戦跡の指定も受けておりますし、本当に早急にやってほしいと。部長にも記事を見てほしいところがありますが、部長はまだ確認していないですか。

○大浜浩志環境部長 所管である子ども生活福祉部長は、こちらには来ておりません。

○上原正次委員 ぜひ環境部長からも強い後押しをしていただいて、国へ早目に訴えてほしいのです。家族の方がお一人しか残っていない状況ですので、そのことを強く要望して終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情平成29年第9号、アスファルト舗装版の切断汚濁水の件ですが、前回もこの件を取り上げさせていただきました。やはり、どうも油分を含む汚泥としないことに対する理解がなかなかできないので、再度確認をさせていただきたいと思います。

前回の質疑のやりとりの中で、水分を含んだ汚泥は有害で、水分を含まないと有害ではないのだというような議論がありましたよね。

○松田了環境整備課長 水分の有無で有害か無害になるかということではございませんで、水分を含まない一要するに、乾式の切断の場合は、いわゆる瓦れ

きとして取り扱うと。そして、湿式一水をかけて切断する場合は、泥状ですので汚泥として取り扱うということで、どちらも我々の試験では有害物質の溶出はないという結果になっております。

○具志堅透委員 皆さんの処理概要の中で、東京都や埼玉県とありますが、実は、平成28年の東京都議会でも議論されていまして、東京都議会の本会議ネットリポートを少し読んでみます。「都が発注して行う舗装切断を伴う道路工事は、道路補修など、年間数百キロメートル以上になります。そして、そのアスファルト切断作業時に発生する排水には、アスファルトが原油由来であることから、油分を含むことは明らかです。平成24年の国の通知により、この排水は回収して産業廃棄物として処理し、マニフェストの写しを提出することになっております。」となっています。皆さんの見解とは少し違うような気がしますが、どうですか。一緒ですか。

○松田了環境整備課長 今回、私どものほうで濁水を新たにとりまして、分析を行っております。その結果、濁水中の油分が0.001%から0.3%で、非常に少ないということがございまして、濁水中の油分が5%以上の場合は、廃油と汚泥の混合物というような分類もございすけれども、私どもの分析結果ではかなり低い値だということで現時点では油分を含まない汚泥だと判断しているところでございます。

○具志堅透委員 これにはさらに続きがありまして、「また、このときの産廃分類上の取り扱いは、昭和51年の環境庁通達である、油分を含むでい状物の取り扱いについてに従うことになります。一方、平成24年の沖縄県による舗装切断排水の分析では、特定有害物質である鉛やヒ素も基準値を超えて検出されています。」となっておりますが、それはどう捉えますか。皆さんが調査したというのは……。

○松田了環境整備課長 今、委員御指摘の沖縄県の調査というのは、沖縄県土木建築部で分析した分析結果でございまして、その測定方法は、工場等から出る排水を分析する方法になっておりまして、その場合は排水中に含まれる有害物質を全量測定するという測定方法になっております。それに対して廃棄物の場合は、水中に溶出する量を分析することになっておりますので、廃棄物の測定方法とは異なる方法であると我々は考えております。

○具志堅透委員 測定方法が違えど、一方の測定方法では基準値を超える有害物質が出ているわけですね。それをあえて有害物質の出ないような測定方法に変えて、これは先ほどの環境アセスとは全く逆のことをやっています。これは何のメリットが皆さんにはあるのですか。

○松田了環境整備課長 排水中の測定というのは、水質汚濁防止法で定められた方法でございます。これにつきましては、工場一事業場から出る排水を規制するための法律として定められたものでございます。それに対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律―廃棄物処理法は、廃棄物を処理する際に適正かどうかということを判断するための法律でございます。廃棄物を最終処分する際に有害物質が水中に流れ出すかどうかで廃棄物の処理方法が変わってくることがございます。日本では廃棄物については廃棄物処理法に定められた方法で分析をするという制度になっております。したがって、先ほどの汚泥中の排水分析を水質汚濁防止法に基づく分析方法で測定するということは適切ではなかったと考えております。

○具志堅透委員 土木建築部が行った検査は適切ではなかったということですね。

○松田了環境整備課長 土木建築部では、水質汚濁防止法に基づく分析と廃棄物処理法に基づく分析の両方を行っておりまして、廃棄物処理法に基づく分析では有害物質の溶出はないという結果になっております。

○具志堅透委員 少し理解に苦しみます。先ほども言いましたが、一方の検査では有害基準値を超えたけれども、一方の検査では超えなかった。基準値が出た部分は別の方法であり、間違っているのです。そこは参考にしません。しかし、有害物質を含んでいることは間違いないわけですね。

○仲宗根一哉環境保全課長 今、環境整備課長からも話がありましたが、土木建築部で行っているのは水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令に基づいた分析でございます。事業場から出された排水が河川や海域などの公共用水域に排水される場合を想定しているものでございます。ですので、例えばそのまま排水を川なり、海域なりに出してしまうと、その中に含まれている環境に有害な重金属等が放出されてしまうことがあります。ただし、今回それを処理場で保管される産業廃棄物として処理するわけですから、そこで降雨があっ

て、処理場に水が入ってきたとしても、地下に浸透する量が基準を上回らなければ環境に対して大きな影響は与えないだろうという観点で分析方法を分けておりますので、処理する仕方によっては当然、分析方法も異なるということだと思います。

○具志堅透委員 大体、理解はできましたが、水分を含んでいるから汚泥、そうではないから瓦れき扱いをして安定型で処分すると。例えばそれが安定型にあって、雨水等々で水がかからないという保証はないわけですが、微量なので浸透して害がないという判断をしている、そういうことでいいですか。

○松田了環境整備課長 水質汚濁防止法に基づく分析につきましては、内容物を全て酸で溶かしまして、中に入っている有害物質を全量測定するという考え方です。それに対して廃棄物処理法は、酸で溶かすような工程はなく、水中に暴露したときに溶出するかどうかという判断でございます。したがって、一般環境中では溶出しないというような条件が前提になっているかと思えます。

○具志堅透委員 今回はこれでとめておきますが、やはりどうも有害物質の処理の仕方に疑問があるので、再度また追いかけていきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情平成29年第108号、外来生物に関する国際シンポジウムの件です。処理方針で外来種による生態系の攪乱ということを言っていますが、以前から座波委員が取り上げているギンネムの件でお聞きします。

ギンネムはマメ科で河川や街路、山林、畑などに繁茂している外来種ということで皆さんは答弁していましたが、このギンネムによってギンネムキジラミやヤスデなどの害虫も発生していることを聞いています。私も座波委員の質疑を聞いて深刻だと思っているのですが、皆さんの答弁を聞くと、外来種のランクの上位ではないので何とも思っていないように感じました。しかし、これは世界の侵略的外来種ワースト100の中に入っているようで、沖縄の山林などに相当繁茂しているのではないかと聞いていますが、県内の実態はつかないですか。

○安里修環境再生課長 前に緑化の方針を決めるために調べたことがありまして、これについては空中写真等で実際の分布などを拾い上げたものがございます。そのときはギンネムとススキに分離しておりますが、沖縄県全域で約8000ヘクタールの分布があるという状況でございます。

○崎山嗣幸委員 これは阻害要因ということで、撲滅する考えを持っているのですか。外来種についてはどのような捉え方をしているのですか。

○謝名堂聡環境部参事 今、環境再生課長から約8000ヘクタールのギンネムとススキがあるという話がありましたが、実際は、ススキが約5500ヘクタール、ギンネムは約2600ヘクタールで、以前にお話ししたとおり中南部地域にかなり多いということでございます。ギンネムの2割か3割を中高木の常緑広葉樹に変更していこうという計画がございしますが、これについては一般的な公共事業などというよりは、農林水産部で行っている造林事業やギンネムを森林に戻す計画の中で整備をしていくことが主な計画の中身になっております。

○崎山嗣幸委員 これは南米産で、聞くとところによると、当初は土壌流出防止や緑化という名目で沖縄に持ってきたらしいです。私は有益ではなく害ではないかと思っていたので、生態系を壊しているギンネムについて皆さんはどう思っているのかを聞いたかったのです。皆さんもわかるように成長が激しくて、飛んでどこまでも広がっていくという意味では恐ろしいと思っています。固有種を死滅させたり、生活環境を悪化させたり、国場側から南風原までの河川敷はほとんどギンネムだらけです。幾ら伐採してほしいと言っても、土木建築部は予算がないからと言って刈らないわけです。先ほど言ったように、世界でも侵略的外来種ワースト100に入っていますが、皆さんの位置づけは低かったように感じるので、もっとレベルを上げて一もしこれが有害であれば撲滅して、沖縄の道路維持管理費も少なく済みますし、固有種が育成されていくのではないかと思います。私の周辺の山もほとんどギンネムだらけで、返還跡地などは個人で切っていてとても大変な労力を要しています。ですから、皆さんの位置づけを上げて全県的になくすと。先ほど森林に戻すということを言っていました。ギンネムにも種類があって、園芸用樹木のキンゴウカンと野生のギンネムは別だと思いますが、これを森林に戻すとは品種を変えるということなのですか。

○謝名堂聡環境部参事 農林水産部の案件についてお答えするのは難しいので

すが、ギンネムのことをギンゴウカンと言いますが、ギンネムの中にも種類が幾つかございます。非常に成長が早いジャイアントギンネムといって、五、六年で20センチメートル、30センチメートルにもなるようなものなどがあって、農林水産部の中でも研究対象として研究されているときもございました。ただ、今ある緑化計画の中ではギンネムの種類をどうこうということではなく、約2600ヘクタールのギンネムがある荒廃原野を中高木の常緑広葉樹に変えようという計画になっていて、それについては一番現実的な話として造林事業とか、国の補助ももらいながら変換をしていこうという考え方になっております。

○**崎山嗣幸委員** ギンネムを倒して変えていくという理解でいいですか。

○**謝名堂聡環境部参事** ギンネムを沖縄県にある通常の常緑広葉樹に変えていくということが、一般的な計画の考え方になっております。

○**崎山嗣幸委員** これはぜひ、啓発や取り組みをするなり、約2600ヘクタールのものをなくす方向で進めてもらいたい。それからもう一つ、専門的なことを聞きたいのですが、ギンネムに効果や価値があるからということで米軍もヘリで空から散布したと言われていますが、ギンネムの価値はありますか。

○**謝名堂聡環境部参事** 導入が1900年代当初ということで、100年以上前です。当時は、緑色植物—いわゆるマメ科ですので、休閒地の土地を肥やすのにいいということで入ってきました。その後、まきとしての需要が非常にあったということで、当時は入れながら管理をしていたということなのですが、戦後の混乱期に一掃したと。もともとはスリランカ産でしたが、途中からはハワイ産も入ってきて、米軍が持ってきたものが一気に広がったようです。小笠原諸島には1800年代に入ってきたようですが、戦争で島民全体を疎開させたときにかなり広がって、今、世界遺産の対策の中でも一つの柱になっております。

○**崎山嗣幸委員** ぜひ取り組み方をお願いして終わります。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 新規の陳情第17号「沖縄県の蝶（県蝶）」制定に関する陳情について、どういう手順を踏んで県が県蝶を制定するのかについてまず教えて

ください。

○金城賢自然保護課長 チョウ以外にこれまで木や鳥といったものが制定されておりますが、これまでの制定についても、必ず条例とか、法的にこうしなさいということはありません。例えば、県花のデイゴであれば、昭和40年に沖縄タイムス社が制定運動を行って、沖縄タイムス社の県花選定委員会で選定された後に、琉球政府の森林審議会で検討して告示をしました。あと、県木のリュウキュウマツ、県鳥のノグチゲラ、県魚のタカサゴ等も県民の制定運動—リュウキュウマツとノグチゲラは琉球新報社が昭和40年、昭和41年に制定運動を行って琉球政府の森林審議会と鳥獣審議会でも検討して告示をしております。そういった例に倣えば、全県的な県蝶の制定運動の高まりを受けて県の自然環境保全審議会等に諮問し、そこで議論をしながら制定していくことも考えられるかと思えます。

○糸洲朝則委員 新規の陳情では、「「県蝶」にふさわしい種としてコノハチョウを、また、は一ペーる総選挙の結果のオオゴマダラもあわせて推薦するので、これらの種を「沖縄の蝶（県蝶）」として制定するよう配慮してもらいたい。」と。これは多分、県で制定してくださいということだと思います。しかし、前回の陳情平成29年第11号には、「本会が「県蝶」にふさわしい種を提案した際には、県議会において同種を「沖縄県の蝶（県蝶）」として可決してもらいたい。」と。これは県議会への要請となっています。それで、どういう仕組みで県蝶の制定をするのかということでしたが、今の御説明では必ずしも一定のシステムはないけれども、世論の高まりやマスコミの報道等が大きく影響する一要素にするに、そういう流れをつくっていけば、県蝶の制定が可能だということだと思いますか。

○金城賢自然保護課長 沖縄県の蝶制定県民の会から県議会に陳情が上がっておりますが、県にもそういった要請が上がっておりますので、そちらも我々で対応させていただいております。沖縄県の蝶選定県民の会では、県民投票やポスターのコンクールとか、さまざまな取り組みをしておりますけれども、いずれにしても、全県的に県蝶の制定が求められているのかどうかといったところが一番重要かと思えます。県のシンボルとしてそういったチョウが指定されることにより、県民一人一人が身近な生き物に対して関心を持つことになり、自然への関心度も深まるかと思えますので、そういった気運、制定をする意義等についても検討する必要があるかと思えます。

○糸洲朝則委員 皆さんの処理方針にもあるように、市町村でもそれぞれ制定している。例えば、ヨナグニサンであれば与那国のチョウですし、いろいろな市町村においてそれぞれの特徴的なチョウが生息しているわけですので、これを県全体でまとめて県蝶はこれだと言えるだけの状況に果たしてなるのか、あるいはそういう条件を備えたチョウがいるのか、そういったことは考えていないですか。

○金城賢自然保護課長 県内の10市町村でそれぞれの「市町村の蝶」が制定されております。例えば那覇市やうるま市はオオゴマダラ、名護市はコノハチョウ、石垣市もオオゴマダラ、それから竹富町はツマベニチョウ、与那国町ではヨナグニサンなど、それぞれの地域で生息しているチョウであることで制定されているものと理解しておりますけれども、沖縄県は離島県ですので、それぞれ生息しているチョウはさまざまあると思います。ですので、沖縄県の一つのシンボルとしてチョウを指定する場合に、それがふさわしいのかどうかということは、やはり学識経験者一例えば、自然環境保全審議会等で学識経験者の御意見を聞くことも必要かと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退室）

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

（休憩中に、議案、請願及び陳情の採決の順序などについて協議）

○新垣清涼委員長 再開いたします。

座波一委員。

○座波一委員 乙第9号議案について、継続審査を求める動議を提出します。

環境保全に関する対応は大変重要であることを認識しておりますが、環境影響評価条例の改正につきましては、7市村から今後の市町村の開発等について不安があるという意見が付されております。さらに業界団体からも、まだ陳情等が出ておりませんが、恐らく異論のある動きがあるようです。もう少し掘り下げて広く県民に改正案の趣旨が浸透し納得できるまで、継続して審査することをお願いします。

○新垣清涼委員長 ただいま、乙第9号議案に対し、座波委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第9号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

本動議は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新垣清涼委員長 挙手少数であります。

よって、乙第9号議案を継続審査とすることは、否決されました。

ただいま、乙第9号議案を継続審査とすることは否決されましたので、これより乙第9号議案の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第9号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新垣清涼委員長 挙手多数であります。

よって、乙第9号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第10号議案沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例、乙第42号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例、乙第43号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例、乙第44号議案沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例及び乙第45号議案沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案及び乙第42号議案から乙第45号議案までの条例議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第49号議案工事請負契約について、乙第50号議案工事請負契約について、乙第51号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第52号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第53号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第54号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第55号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第56号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第57号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第58号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第59号議案財産の取得について、乙第61号議案訴えの提起についての12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案12件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第49号議案から乙第59号議案まで及び乙第61号議案の議決議案12件は、可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情41件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼